

泊発電所 原子炉施設保安規定
設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理表

2020年9月15日

北海道電力株式会社

目次

資料①「泊発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理」	・ ・ ・ ・ 1
別冊「泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料」	・ ・ ・ ・ 14

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第1章 総則			
第1条 目的	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第2条 基本方針	○ (本文十一号)	-	保安規定に係る基本方針であり、基本方針の内容である「保安活動は、…適切な品質保証活動に基づき実施する。」は、設置許可本文十一号に記載されるため、保安規定記載は整合している。
第2条の2 関係法令および保安規定の遵守	○ (本文十一号)	○※	※番号の繰り上げ、用語の置き換え等のみの変更（以下、保安規定変更有無の※にて同様） 社長が法令等を確実に遵守するための取り組みについて、設置許可本文十一号(5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)に規定しており、保安規定記載は、これに整合している。
第2章 品質保証			
第3条 品質マネジメントシステム計画	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号との比較により、保安規定記載の設置許可との整合性を整理している。
第3章 保安管理体制			
第1節 組織および職務			
第4条 保安に関する組織	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第5条 保安に関する職務	○ (本文十一号) (添付書類五、八)	○	設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に記載があるが、保安規定記載は現組織に合わせて変更されている。 また、本文十一号(5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4 機器等の検査等)において、組織の責任と権限を明確化する旨記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。
第2節 原子力発電安全委員会および泊発電所安全運営委員会			
第6条 原子力発電安全委員会	○ (添付書類五、八)	-	設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に原子力発電安全委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第7条 泊発電所安全運営委員会	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「サーベランス」⇒「サーベイランス」、「保守管理」⇒「施設管理」）のみの変更 設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に原子力発電安全運営委員会を設置する旨の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 主任技術者			
第8条 原子炉主任技術者の選任	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「工事または保守管理」⇒「施設管理」）のみの変更 設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第8条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第9条 原子炉主任技術者の職務等	○ (添付書類五、八)	○※	※番号の繰り下げ、原子炉主任技術者が確認する内容を表9-1に記載の充実化を図った。 設置許可添付書類五、添付書類八(13.2(※14.2)保安管理体制)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	○ (添付書類五)	-	設置許可添付書類五に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 削除			
第10条 削除			
第4章 運転管理			
第1節 通則			
第11条 構成および定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第11条の2 原子炉の運転期間	-	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」、「定期事業者検査を受けるべき」⇒「定期事業者検査を行うべき」、法令条項番号の反映)のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第12条 運転員の確保	○ (添付書類八)	-	設置許可添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に運転管理について、運転に習熟した者の確保について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。なお、運転員の人数等については、設置許可に具体的な記載はない。
第12条の2 運転管理業務	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定に定める原子炉施設運転上の制限、条件及び異常時の措置を遵守するとともに、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行うことその他、運転員の教育訓練、異常時の運転手順書等についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第13条 巡視点検	○ (添付書類八)	○	設置許可添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に原子炉施設の運転管理は、機器の性能及び状態を正しく把握した上で行う旨記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第14条 運転管理に関する社内規程の作成	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「サーベランス」⇒「サーベイランス」)のみの変更 添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定に定める運転上の制限、異常時の措置等の遵守、機器の性能及び状態の把握並びに運転員の力量確保等記載されており、保安規定はこれらについて手順書を作成することを記載しており、保安規定記載はこれらに整合している。
第15条 引継	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第16条 原子炉起動前の確認事項	-	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第17条 地震・火災等発生時の措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第17条の2 電源機能等喪失時の体制の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八(13.3(※14.3)運転管理)に運転管理業務について記載されている。保安規定の遵守及び運転手順書の整備、運転員の力量確保等が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 運転上の留意事項			
第18条 水質管理	○ (添付書類八)	-	添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備、6.2(※4.2)化学体積制御設備)に蒸気発生器2次側の水質管理、1次冷却材の水質管理に係る記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 運転上の制限			
第19条 停止余裕	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(3.3(※3.5.1)核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第20条 臨界ボロン濃度	○ (添付書類八)	-	添付書類八(3.3(※3.5.1)核設計)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第21条 減速材温度係数	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(3.3(※3.5.1)核設計、添付書類十(1.2主要な解析条件)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第22条 制御棒動作機能	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、十号、添付書類八(7.4(※7.3)原子炉制御設備)、添付書類十(1.1安全評価に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第23条 制御棒の挿入限界	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八(7.4(※7.3)原子炉制御設備)、添付書類十(1.1安全評価に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第24条 制御棒位置指示	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(7.2(※7.1)原子炉計装)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第25条 炉物理検査－モード1－	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第26条 炉物理検査－モード2－	-	○※	※用語の置き換え（「機能検査」⇒「機能確認」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第27条 化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（6.2（※4.2）化学体積制御設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第28条 原子炉熱出力	○ (本文三号、十号) (添付書類二、十)	-	設置許可本文三号、十号、添付書類二（3 熱出力及び熱平衡）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第29条 熱流束熱水路係数（ $F_Q(Z)$ ）	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（3.3（※3.5.1）核設計）、添付書類十（3.事故の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第30条 核的エンタルピ上昇熱水路係数（ $F^{N_{\Delta H}}$ ）	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（3.3（※3.5.1）核設計）、添付書類十（3.事故の解析）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第31条 軸方向中性子束出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（3.3（※3.5.1）核設計）、添付書類十（1.2 主要な解析条件）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第32条 1/4炉心出力偏差	○ (本文十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文十号、添付書類八（7.計測制御系統施設（※7.計測制御設備）、添付書類十（2.運転時の異常な過渡変化の解析））に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第33条 計測および制御設備	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」、「機能検査」⇒「機能確認」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八（7.計測制御系統施設（※7.計測制御設備））に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第34条 DNB比	○ (本文五号、十号) (添付書類八、十)	-	設置許可本文五号、十号、添付書類八（3.4（※3.5.2）熱水力設計）、添付書類十（1.安全評価に関する基本方針）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（4（※4.1）1次冷却設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第36条 1次冷却系—モード3—	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（4（※4.1）1次冷却設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第37条 1次冷却系—モード4—	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八（6.3（※4.3）余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第38条 1次冷却系—モード5（1次冷却系満水）—	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八（6.3（※4.3）余熱除去設備）に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第39条 1次冷却系モード5（1次冷却系非満水）-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(6.3(※4.3)余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第40条 1次冷却系モード6（キャビティ高水位）-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(6.3(※4.3)余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第41条 1次冷却系モード6（キャビティ低水位）-	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(6.3(※4.3)余熱除去設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第42条 加圧器	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第43条 加圧器安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第44条 加圧器逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第45条 低温過加圧防護	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第46条 1次冷却材漏えい率	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第47条 蒸気発生器細管漏えい監視	○ (本文五号) (添付書類八、十)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八(4(※4.1)1次冷却設備)、添付書類十(3.4環境への放射性物質の異常な放出)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第48条 余熱除去系への漏えい監視	-	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第49条 1次冷却材中のよう素131濃度	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十(4.重大事故及び仮想事故の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第50条 蓄圧タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(5.2 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第51条 非常用炉心冷却系－モード1、2および3－	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(5.2(※4.4) 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法について(実条件性能確認)の補足説明資料にて整合を説明する。
第52条 非常用炉心冷却系－モード4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(5.2(※4.4) 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法について(実条件性能確認)の補足説明資料にて整合を説明する。
第53条 燃料取替用水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.2(※4.4) 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第54条 ほう酸注入タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文、添付書類八(5.2(※4.4) 非常用炉心冷却設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第55条 原子炉格納容器	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文、添付書類八(5.3(※5) 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第56条 原子炉格納容器真空逃がし系	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 添付書類八(5.3(※5) 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第57条 原子炉格納容器スプレイ系	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八(5.4(※5.2) 原子炉格納容器スプレイ設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 サーベイランスの実施方法について(実条件性能確認)の補足説明資料にて整合を説明する。
第58条 アニュラス空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(5.5(※5.3) アニュラス空気浄化設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第59条 アニュラス	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(5.3(※5) 原子炉格納施設)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第60条 主蒸気安全弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り ー：無し)	保安規定変更有無 (○：有り ー：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
			設置許可本文、添付書類八（9. 蒸気タービン及び附属設備（※6. 2次冷却設備））他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第61条 主蒸気隔離弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八（9. 蒸気タービン及び附属設備（※6. 2次冷却設備））他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第62条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八（7.4（※7.3）原子炉制御設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第63条 主蒸気逃がし弁	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八（9. 蒸気タービン及び附属設備（※6. 2次冷却設備））他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第64条 補助給水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八（9. 蒸気タービン及び附属設備（※6. 2次冷却設備））他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第65条 補助給水タンク	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	設置許可本文、添付書類八（9. 蒸気タービン及び附属設備（※6. 2次冷却設備））他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第66条 原子炉補機冷却水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八（6.4（※4.5）原子炉補機冷却水設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第67条 原子炉補機冷却海水系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八（6.5（※4.6）原子炉補機冷却海水設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第68条 中央制御室非常用循環系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文、添付書類八（12.2（※11.2）換気空調設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第69条 安全補機室空気浄化系	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「定期検査」⇒「定期事業者検査」）のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八（5.6 安全補機室空気浄化設備（※5.3）アニュラス空気浄化設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第70条 外部電源ーモード1、2、3および4ー	○ (本文五号) (添付書類八)	ー	設置許可本文五号、添付書類八（8. 電気設備）他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

泊発電所原子炉施設保安規定 設置許可記載有無／保安規定変更有無等整理

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第71条 外部電源－モード5、6および 照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第72条 ディーゼル発電機－モード1、2、3および4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第73条 ディーゼル発電機－モード1、2、3および4以外－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第74条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第75条 非常用直流電源－モード1、2、3および4－	○ (本文五号) (添付書類八)	○※	※用語の置き換え(「定期検査」⇒「定期事業者検査」)のみの変更 設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第76条 非常用直流電源－モード5、6および 照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第77条 所内非常用母線－モード1、2、3および4－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第78条 所内非常用母線－モード5、6および 照射済燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(8. 電気設備)他に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第79条 1次冷却材中のほう素濃度－モード6－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(3. 原子炉及び炉心)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第80条 原子炉キャビティ水位－燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文五号、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備))に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第81条 原子炉格納容器貫通部－燃料移動中－	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(5.3(※5) 原子炉格納施設)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第82条 使用済燃料ピットの水位および水温	○ (本文五号) (添付書類八)	－	設置許可本文、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備))に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第83条 1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第84条 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	－	－	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第85条 運転上の制限の確認	-	○	設置許可に記載はないが、サーベランスについては、実条件性能確認の観点で実施することを追加し、保安規定審査基準改正を反映したものであり、実施方法について、設置許可記載との整合性の観点で記載を追加している。
第86条 運転上の制限を満足しない場合	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第87条 予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合	-	○	設置許可に記載はないが、保安規定記載については、PRA等を用いた措置の有効性の検証についての保安規定審査基準改正を反映している。
第88条 運転上の制限に関する記録	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第4節 異常時の措置			
第89条 異常時の基本的な対応	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第90条 異常時の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第91条 異常収束後の措置	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5章 燃料管理			
第92条 新燃料の運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、13.4(※14.4) 燃料管理)、添付書類九(2. 発電所の放射線管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第93条 新燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	-	設置許可本文五号、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、13.4(※14.4) 燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第94条 燃料の検査	○ (添付書類八)	○	設置許可本文、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、13.4(※14.4) 燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第95条 燃料の取替等	○ (本文五号) (添付書類八、十)	○	設置許可本文五号、添付書類八(3.3(※3.5.1) 核設計、6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備))、添付書類十(2. 運転時の異常な過渡変化の解析)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第96条 使用済燃料の貯蔵	○ (本文五号) (添付書類八)	○	設置許可本文五号、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、13.4(※14.4) 燃料管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第97条 使用済燃料の運搬	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、13.4(※14.4) 燃料管理)、添付書類九(2. 発電所の放射線管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6章 放射性廃棄物管理			
第98条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(6.7 燃料取扱及び貯蔵設備(※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備)、11.4(※14.4) 燃料管理)、添付書類九(1. 放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。(保安規定では、第2条(基本方針)でALARAを記載しているが、第6章においても追記)
第98条の2 放射性固体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(13.5(※14.5) 放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.4 固体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第98条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	-	○※	※番号の繰り下げのみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第98条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	-	○※	※番号の繰り下げのみの変更 設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第98条の5 輸入廃棄物の管理	○ (本文八号)	○	設置許可本文八号に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第99条 放射性液体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(10.3(※10.2)液体廃棄物処理設備、13.5(※14.5)放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.3液体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第100条 放射性気体廃棄物の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文五号、九号、添付書類八(10.2(※10.1)気体廃棄物処理設備、13.5(※14.5)放射性廃棄物管理)、添付書類九(4.2気体廃棄物処理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第101条 放出管理用計測器の管理	○ (本文五号、九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文五号、九号、添付書類八(13.5(※14.5)放射線管理設備)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第102条 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第7章 放射線管理			
第1節 区域管理			
第103条 放射線管理に係る基本方針	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。 (保安規定では、第2条(基本方針)でALARAを記載しているが、第6章においても追記)
第103条の2 管理区域の設定・解除	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○※	※番号の繰り下げのみの変更 設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.1管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第104条 管理区域内における区域区分	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.3.3(※2.2.5)管理区域内の区分)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第105条 管理区域内における特別措置	○ (本文九号) (添付書類九)	-	設置許可本文九号、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第106条 管理区域への出入管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.3.1(※2.2.3)人の出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第107条 管理区域出入者の遵守事項	○ (本文九号)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.3.1(※2.2.3)人の出入管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
	(添付書類八、九)		
第108条 保全区域	○ (添付書類八、九)	-	設置許可添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.5(※2.3)保全区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第109条 周辺監視区域	○ (添付書類八、九)	-	設置許可添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.6(※2.4)周辺監視区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第2節 被ばく管理			
第110条 放射線業務従事者の線量管理等	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第111条 床・壁等の除染	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(2.3.4(※2.2.6)作業管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定			
第112条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	○ (本文九号) (添付書類八、九)	-	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.2管理区域内の管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第112条の2 平常時の環境放射線モニタリング	○ (本文九号) (添付書類九)	○	設置許可本文九号、添付書類九(3.1空間放射線量等の監視、3.2環境試料の放射能監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第113条 放射線計測器類の管理	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(11.2(※11.3)放射線管理設備)、添付書類九(3.1空間放射線量等の監視)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第4節 物品移動の管理			
第114条 管理区域外等への搬出および運搬	○ (本文九号) (添付書類八、九)	○	設置許可本文九号、添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)、添付書類九(2.発電所の放射線管理)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第115条 発電所外への運搬	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第5節 請負会社の放射線防護			
第116条 請負会社の放射線防護	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九(1.放射線防護に関する基本方針)に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第6節 その他			
第117条 頻度の定義	-	-	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第8章 施設管理			
第118条 施設管理計画	○ (添付書類八)	○	添付書類八(13.7(※14.7)保守管理)に記載があり、保安規定においては、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドとの整合を図る。
第118条の2 設計管理	○ (本文十一号)	○	設置許可本文十一号に設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第118条の3 作業管理	-	○	設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。
第118条の4 使用前事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
第118条の5 定期事業者検査の実施	○ (本文十一号)	○	本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第118条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※番号の繰り下げ、用語の置き換え（「長期保守管理方針」⇒「長期施設管理方針」）のみの変更 添付書類八（13.7（※14.7） 保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第9章 非常時の措置			
第119条 原子力防災組織	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第120条 原子力防災要員	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第120条の2 緊急作業従事者の選定	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第121条 原子力防災資機材等の整備	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第122条 通報経路	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第123条 原子力防災訓練	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第124条 通 報	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第125条 原子力防災体制の発令	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第126条 応急措置	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第127条 緊急時における活動	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第127条の2 緊急作業従事者の線量管理等	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第128条 原子力防災体制の解除	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.8（※14.8） 非常時の措置）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。
第10章 保安教育			
第129条 所員への保安教育	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「保守管理」⇒「施設管理」、「保守および点検」⇒「保全」、「定期検査」⇒「定期事業者検査」、「サーベランス」⇒「サーベイランス」）のみの変更

変更後保安規定目次	設置許可記載有無 (○：有り -：無し)	保安規定変更有無 (○：有り -：無し)	説明（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）
			添付書類五、添付書類八（13.9（※14.9）保安教育）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第130条 請負会社従業員への保安教育	○ (添付書類五、八)	○※	※用語の置き換え（「保守および点検」⇒「保全」）のみの変更 添付書類五、添付書類八（13.9（※14.9）保安教育）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第11章 記録および報告			
第131条 記 録	○ (添付書類八)	○	添付書類八（13.10（※14.10）記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
第132条 報 告	○ (添付書類八)	-	添付書類八（13.10（※14.10）記録及び報告）に基本的な方針の記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付			
添付1 異常時の運転操作基準	○ (本文十号) (添付書類十)	-	設置許可本文十号、添付書類十に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付2 管理区域図	○ (本文九号) (添付書類九)	○※	※表紙の条文番号のみ変更 設置許可本文九号、添付書類九に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付3 保全区域図	○ (添付書類九)	-	設置許可添付書類九に記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。
添付4 長期施設管理方針	○ (添付書類八)	○※	※用語の置き換え（「保守管理」⇒「施設管理」） 添付書類八（13.7（※14.7）保守管理）に記載があり、保安規定記載はこれに整合している。

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。</p> <p>2 原子力事業統括部長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における保安活動を統括し、原子炉保安統括、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、原子力土木部長、資材部長および所長を指導、監督する。</p> <p>3 原子力監査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）の保安活動を監査する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>4 原子力安全・品質保証部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における品質保証活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>5 原子炉保安統括は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）に対し、発電所の安全性向上に係る指導・助言に関する業務を行う。</p> <p>6 原子力部長は、原子力事業統括部における保安活動（第7項に定める職務を除く。）を統括する。</p> <p>7 原子力土木部長は、原子力事業統括部における保安活動のうち、土木建築関係の技術的業務を統括する。</p> <p>8 資材部長は、資材部における調達業務に係る保安活動を統括する。</p> <p>9 第3項、第4項および第6項から第8項に定める職位（以下、「各部（室）長」という。）は、部（室）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各部（室）員は、各部（室）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>11 所長代理は、所長を補佐する。</p> <p>12 次長は、所長が特に管理を委任した業務を行うとともに、所長を補佐する。</p> <p>13 原子力安全・品質保証室長は、発電所における品質保証活動の統括を行う。</p> <p>14 防災・安全対策室長は、原子力防災対策および原子炉施設の安全性向上に関する業務を統括する。</p> <p>15 運営課長は、技術関係業務の統括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>16 施設防護課長は、保全区域および周辺監視区域の区域管理に関する業務を行う。</p> <p>17 技術課長は、原子炉施設の運転条件および燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 発電室長は、原子炉施設の運転に関する業務を統括する。</p> <p>20 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>21 保全計画課長は、原子炉施設の保守、改造の計画に関する業務を行う。</p>	<p>[本文十一号]</p> <p>（1、2号炉）（3号炉）</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。</p> <p>(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</p> <p>(4) 関係法令を遵守すること。</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。</p> <p>e) 関係法令を遵守すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔</p>	<p>・本文十一号（5.5 責任、権限及びコミュニケーション、8.2.4機器等の検査等）において、組織の責任と権限を明確化する旨の記載、使用前事業者検査等の独立性について記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第3章 保安管理体制</p> <p>22 電気保守課長は、原子炉施設のうち、電気設備の保守、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>23 制御保守課長は、原子炉施設のうち、計装制御設備の保守、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>24 機械保守課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保守、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>25 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保守、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>26 原子力教育センター長は、教育・訓練の総括を行う。</p> <p>27 第15項から第18項および第20項から第25項に定める職位（以下、「各課長」という。）ならびに第13項、第14項、第19項および第26項に定める職位（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p><u>28 各課（室、センター）長は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条各項の業務以外に、他の各課（室、センター）長が所管する検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>29 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員は、各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>30 その他関連する組織は、「組織管理規程」に基づき、業務を行う。</p>	<p>で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等 (略)</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>[添付書類五] (1、2号炉)</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織 平成18年10月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担の下で泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。 本変更に係る設計及び工事の主な業務については、原子力部、泊発電所及び泊原子力発電所建設所において実施する。 具体的には、原子力部が原子燃料の計画、調達、契約及び管理、炉心管理、安全評価、被ばく評価、原子力発電設備の工事計画の総括等の業務を実施する。さらに、現地における必要な工事管理等は、1号炉及び2号炉については泊発電所、3号炉については泊原子力発電所建設所において実施する。 運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を実施する。 泊発電所の燃料管理等は技術課が、発電設備の運転管理等は発電課が、発電設備の保守管理等は電気保守課、機械保守課及び土木建築課が実施する。 また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電安全委員会を、泊発電所に泊発電所安全運営委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p>	<p>・添付書類五（1. 設計及び運転等のための組織）に記載があり、「保安規定等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。」と記載されておりと保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第3章 保安管理体制		
	<p>(3号炉)</p> <p>1. 設計及び運転等のための組織</p> <p>平成22年2月1日現在における原子力関係組織図は、第1図に示すとおりである。これらの組織は定められた業務所掌に基づき明確な役割分担の下で泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に行っている。</p> <p>本変更に係る設計に関する主な業務については、原子力部、原子力品質保証室及び泊発電所において実施する。</p> <p>具体的には、本変更のうちウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の装荷に係る燃料の調達計画及び契約、炉心設計、安全評価、被ばく評価等の業務を原子力部が、炉心管理等の業務を泊発電所が実施する。</p> <p>本変更のうち洗浄排水処理系及びアスファルト固化装置の共用化に係る計画、被ばく評価等の業務を原子力部が実施する。</p> <p>また、本変更に係る品質保証活動の総括業務を原子力品質保証室が実施する。</p> <p>運転及び保守のための組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第37条第1項の規定に基づく泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）で明確にしており、この組織において本変更に係る業務を実施する。泊発電所においては、燃料の管理に関する業務等は技術課が、原子炉施設の運転に関する業務は発電室が、原子炉施設の保守に関する業務は電気必修課、制御必修課及び機械必修課が実施する。</p> <p>また、原子炉施設の保安に関する事項を審議するものとして、保安規定に基づき本店に原子力発電安全委員会を、泊発電所に泊発電所安全運営委員会を設置しており、本変更に係る保安上の必要な事項について審議する。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>13.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証室、運営課、施設防護課、技術課、安全管理課、発電室、保全計画課、電気必修課、制御必修課、機械必修課、土木建築課及び原子力教育センターをもって構成する。</p> <p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため本店に原子力発電安全委員会、発電所に泊発電所安全運営委員会を設ける。</p> <p>(3号炉)</p> <p>14.2 保安管理体制</p> <p>発電所の保安管理体制は、所長、原子炉主任技術者、品質保証室、運営課、施設防護課、技術課、安全管理課、発電室、保全計画課、電気必修課、制御必修課、機械必修課、土木建築課及び原子力教育センターをもって構成する。</p>	<p>・添付書類八（13.2（※14.2）保安管理体制）に記載があるが、設置許可の記載は当時の組織・職務であり、保安規定記載は現組織・職務に合わせて変更されている。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第3章 保安管理体制		
	<p>さらに、発電所における原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議するため本店に原子力発電安全委員会、発電所に泊発電所安全運営委員会を設ける。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p><u>(運転管理業務)</u></p> <p><u>第12条の2 各課長および発電室長は、モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</u></p> <p><u>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各課長に通知する。</u></p> <p><u>b. 運転操作（系統管理を含む）を実施する。</u></p> <p><u>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>(2) 発電課長（当直）は、関係する各課長の依頼に基づく運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、第1項(1) bによる運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係する各課長は、発電課長（当直）から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電課長（当直）へ系統を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 各課長および発電室長は、第3節（第85条から第88条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p>	<p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>13.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うとともに、シミュレータを活用した教育訓練を行う。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映し、充実を図る。</p> <p>(3号炉)</p> <p>14.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うとともに、シミュレータを活用した教育訓練を行う。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映し、充実を図る。</p>	<p>・添付書類八（13.3（※14.3）運転管理）において、機器の状態確認、通常時・異常時の対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理		
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長（当直）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アンニュラス内および第105条第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p><u>なお、実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</u></p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電課長（当直）は、「泊発電所運転要領」に従って、原子炉格納容器内、アンニュラス内および第105条第1項で定める区域の監視を行うとともに、原子炉格納容器内（特に立入りが制限された区域を除く）を巡視し、点検を行う。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>13.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うとともに、シミュレータを活用した教育訓練を行う。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映し、充実を図る。</p> <p>(3号炉)</p> <p>14.3 運転管理</p> <p>原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の制限及び異常時の措置を遵守し、原子炉施設の運転に習熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。</p> <p>また、運転操作は、通常時及び異常時に対応するよう作成された運転手順書に従って行うとともに、シミュレータを活用した教育訓練を行う。異常時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的なものとする。さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。</p> <p>運転手順書については、国内外の事故、故障等を反映し、充実を図る。</p>	<p>・添付書類八（13.3（※14.3）運転管理）において、機器の状態確認、通常時・異常時の対応の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明				
<p>第4章 運転管理</p> <p>（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－）</p> <p>第51条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表51－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51－2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長（当直）は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※¹。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p><u>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 発電課長（当直）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51－3の措置を講じる。</p> <p>※¹：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p> <p>表 51－1</p> <table border="1" data-bbox="240 1587 1240 1728"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※² (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※²：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>【高圧注入系】</p> <p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 非常用冷却設備</p> <p>(1) 冷却材の種類 軽水（ほう素含有）</p> <p>(2) 主要な機器及び管の個数及び構造 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備）は、工学的安全施設の一設備であり、蓄圧注入系、高圧注入系及び低圧注入系で構成する。原子炉冷却材喪失時等には、直ちに蓄圧タンク及び燃料取替用水タンクのほう酸水を各1次冷却材管を経て原子炉に注入し炉心の冷却を行うことにより燃料の重大な損傷を防止する。また、燃料取替用水タンクの貯留水がなくなる前に、格納容器再循環サンプにたまったほう酸水を再循環させる。また、炉心が過冷却されるような事象が起こった時には、原子炉トリップ信号による制御棒クラスタの挿入に加えて、非常用炉心冷却設備によるほう酸水注入により、炉心を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できる設計とする。</p> <p>a. 高圧注入系</p> <p>(a) 高圧注入ポンプ 台数 2 容量 約160m³/h（1台当たり） 揚程 約1,000m</p> <p>(略)</p> <p>b. 低圧注入系 低圧注入ポンプ（余熱除去ポンプ） 台数 2 容量 約454m³/h（1台当たり） 揚程 約86m</p> <p>(略)</p> <p>B. 2号炉 1号炉に同じ。</p> <p>(3号炉)</p> <p>ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 一次冷却材設備 (略)</p> <p>(ハ) 非常用冷却設備</p>	<p>・本文五号（ホ. 原子炉冷却系統施設の構造及び設備）において、機能等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>
項目	運転上の制限					
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること					

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p>	<p>(1) 冷却材の種類 軽水（ほう素含有）</p> <p>(2) 主要な機器及び管の個数及び構造 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備）は、工学的安全施設の一設備であり、蓄圧注入系、高圧注入系及び低圧注入系で構成する。原子炉冷却材喪失時等には、直ちに蓄圧タンク及び燃料取替用水ピットのほう酸水を各1次冷却材管を経て原子炉に注入し炉心の冷却を行うことにより燃料の重大な損傷を防止する。また、燃料取替用水ピットの貯留水がなくなる前に、格納容器再循環サンプにたまったほう酸水を再循環させる。</p> <p>また、炉心が過冷却されるような事象が起こった時には、原子炉トリップ信号による制御棒クラスタの挿入に加えて、非常用炉心冷却設備によるほう酸水注入により、炉心を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できる設計とする。</p> <p>a. 高圧注入系 (a) 高圧注入ポンプ 台数 2 容量 約280m³/h（1台当たり） 揚程 約950m</p> <p>(略)</p> <p>b. 低圧注入系 (a) 余熱除去ポンプ 台数 2 容量 約850m³/h（1台当たり） 揚程 約73m</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 5.2 非常用炉心冷却設備 5.2.4.2 主要設備 (略) (3) 高圧注入ポンプ 高圧注入ポンプは、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動し、注入モード時には燃料取替用水タンクより、また、再循環モード時には余熱除去ポンプ出口側より取水し、1次冷却系に注入する。高圧注入ポンプは横置の電動うず巻ポンプで、内蔵メカニカルシール冷却器を備えており、原子炉補機冷却水で冷却する。高圧注入ポンプの締切運転を防止するため、高圧注入ポンプの出口側より燃料取替用水タンクに戻るミニマムフローラインを設ける。このミニマムフローラインによって通常運転時のポンプテストを行うことができる。通常運転時、高圧注入</p>	<p>・添付書類八（5.2（※4.4）非常用炉心冷却設備）において、機能等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 （括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理	<p>ポンプは非常用炉心冷却設備として常に待機状態にある。</p> <p>(4) 余熱除去ポンプ</p> <p>余熱除去ポンプは、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動し、注入モード時には燃料取替用水タンクより、また、再循環モード時には格納容器再循環サンプより取水し、1次冷却系に注入する。余熱除去ポンプは横置の電動うず巻ポンプで、内蔵メカニカルシール冷却器を備えており、原子炉補機冷却水で冷却する。余熱除去ポンプの出口側より入口配管に戻るミニマムフローラインを設け余熱除去ポンプの締切運転を防止する。このミニマムフローラインによって通常運転時のポンプテストを行うことができる。</p> <p>余熱除去ポンプは、原子炉停止時には原子炉の崩壊熱及び他の残留熱を除去するために使用するが、通常運転時は非常用炉心冷却設備として常に待機状態にあり、両機能が同時に要求されることはなく、安全上何ら支障はない。</p> <p>(略)</p> <p>第5.2.1表 非常用炉心冷却設備の設備仕様</p> <p>(略)</p> <p>(3) 高圧注入ポンプ</p> <p>型式 横置うず巻式</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約160m³/h/台</p> <p>最高使用圧力 14.7MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 150℃</p> <p>揚程 約1,000m</p> <p>本体材料 低合金鋼（ステンレス内張り）</p> <p>(4) 余熱除去ポンプ（低圧注入用）</p> <p>型式 横置うず巻式</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約454m³/h/台</p> <p>最高使用圧力 4.5MPa[gage]</p> <p>最高使用温度 200℃</p> <p>揚程 約86m</p> <p>本体材料 ステンレス鋼</p> <p>(以下、略)</p> <p>(3号炉)</p> <p>4.4 非常用炉心冷却設備</p> <p>4.4.3 主要設備</p> <p>(略)</p> <p>b. 高圧注入ポンプ</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理	<p>高圧注入ポンプは、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動し、注入モード時には燃料取替用水ピットより、また、再循環モード時には格納容器再循環サンプより取水し、1次冷却材管を経由して炉心に注入する。</p> <p>高圧注入ポンプは、横置きの電動うず巻ポンプで、2系列に各々1台設置する。通常時、高圧注入ポンプは非常用炉心冷却設備として常に待機状態にある。</p> <p>高圧注入ポンプの締切圧力は、1次冷却設備の過圧防止のため加圧器逃がし弁の設定圧力以下としている。</p> <p>また、高圧注入ポンプは、原子炉冷却材喪失時に想定される最も厳しい吸込水頭を考慮しても正常に機能するように設置する。</p> <p>高圧注入ポンプには、ポンプの締切運転を防止するとともに試験及び検査を行うため、ポンプ出口配管から燃料取替用水ピットに戻るミニマムフローラインを設ける。</p> <p>（略）</p> <p>a. 余熱除去ポンプ</p> <p>余熱除去ポンプは、非常用炉心冷却設備作動信号で自動起動し、注入モード時には燃料取替用水ピットより、また、再循環モード時には格納容器再循環サンプより取水し、1次冷却材管を経由して炉心に注入する。</p> <p>余熱除去ポンプは、横置きの電動うず巻ポンプで、2系列に各々1台設置する。</p> <p>余熱除去ポンプは、原子炉冷却材喪失時に想定される最も厳しい吸込水頭を考慮しても正常に機能するように設置する。</p> <p>余熱除去ポンプには、ポンプの締切運転を防止するとともに試験及び検査を行うため、余熱除去冷却器出口配管から余熱除去ポンプ入口配管に戻るミニマムフローラインを設ける。</p> <p>（略）</p> <p>第4.4.1表 非常用炉心冷却設備の主要仕様</p> <p>（略）</p> <p>(3) 高圧注入ポンプ</p> <p>型式 うず巻形</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約280m³/h（1台当たり）</p> <p>揚程 約950m</p> <p>電動機 約1,200kW（1台当たり）</p> <p>(4) 余熱除去ポンプ</p> <p>型式 うず巻形</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約850m³/h（1台当たり）</p> <p>揚程 約73m</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明				
第4章 運転管理						
<p>（非常用炉心冷却系－モード4－）</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長（当直）は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p><u>(2) 発電課長（当直）は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 発電課長（当直）は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52－2の措置を講じる。</p> <p>表 52－1</p> <table border="1" data-bbox="240 1003 1240 1188"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1	<p>第51条（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－）に同じ。</p>	<p>・第51条（非常用炉心冷却系－モード1、2および3－）に同じ。</p>
項目	運転上の制限					
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること※1					

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理		
<p>（原子炉格納容器スプレイ系）</p> <p>第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 安全管理課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、よう素除去薬品タンクの薬品^{※1}濃度を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長（当直）は、よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p><u>(8) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 発電課長（当直）は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉についてはか性ソーダ、3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>リ．原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) その他の主要な事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、1次冷却材喪失事故時に原子炉格納容器内圧の減少をはかるとともに、浮遊する無機よう素等の除去を行う。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は2系統設ける。</p> <p>格納容器スプレイポンプ</p> <p>個数 2</p> <p>容量 約630m³/h/個</p> <p>揚程 約135m</p> <p>(略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ</p> <p>(3号炉)</p> <p>リ．原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 構造</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) その他の主要な事項</p> <p>(略)</p> <p>(3) 原子炉格納容器スプレイ設備</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、原子炉冷却材喪失時に原子炉格納容器内の温度及び圧力を低下させるとともに、浮遊するよう素の除去を行う。</p> <p>a. 格納容器スプレイポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約940m³/h（1台当たり）</p> <p>揚程 約170m</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・本文五号（リ．原子炉格納施設の構造及び設備）において、機能等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理	<p>[添付書類八] (1、2号炉) 5.4 原子炉格納容器スプレイ設備 5.4.4.2 主要設備 (1) 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプは、横置の電動うず巻式で、2系列におおの1台設置する。格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器スプレイ作動信号により自動起動し、燃料取替用水タンクから取水するが、このタンクの水位が低くなると、水源を格納容器再循環サンプに切替える。 格納容器スプレイポンプの出口配管より燃料取替用水タンクに戻るテストラインを設けて、通常運転時のポンプテストを行うことができるようにする。 (略) 第5.4.1表 原子炉格納容器スプレイ設備の設備仕様 (1) 格納容器スプレイポンプ 型式 横置うず巻式 個数 2 容量 約630m³/h/個 最高使用圧力 28kg/cm²G 最高使用温度 150℃ 揚程 約135m 本体材料 ステンレス鋼 (以下、略)</p> <p>(3号炉) 5.2 原子炉格納容器スプレイ設備 5.2.3 主要設備 (略) (1) 格納容器スプレイポンプ 格納容器スプレイポンプは、横置き電動うず巻ポンプで2系列に各々1台設置する。格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器スプレイ作動信号により自動起動し、燃料取替用水ピットから取水するが、このピットの水位が低くなると水源を格納容器再循環サンプに切り替える。 格納容器スプレイポンプは、原子炉冷却材喪失時に想定される最も厳しい吸込水頭を考慮しても正常に機能するように設置する。 格納容器スプレイポンプの出口配管には、試験及び検査を行うため、燃料取替用水ピットに戻るテストラインを設ける。 (略) 第5.2.1表 原子炉格納容器スプレイ設備の主要仕様</p>	<p>・添付書類八（5.4（※5.2）原子炉格納容器スプレイ設備）において、機能等の記載があり、保安規定記載はこれに整合している。 （括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理		
	<p>(1) 格納容器スプレイポンプ 型式 うず巻形 台数 2 容量 約940m³/h（1台当たり） 揚程 約170m 電動機 約780kW（1台当たり） （以下、略）</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第4章 運転管理		
<p>（運転上の制限の確認）</p> <p>第85条 各課長または発電室長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下、「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u></p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第84条の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる^{*1}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。</p> <p>なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない^{*1}。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p style="text-align: center;">（設置許可記載なし）</p>	<p>・保安規定審査基準の記載</p> <p>「<u>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能を発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。」</p> <p>の記載と保安規定記載は整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第4章 運転管理</p> <p>（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）</p> <p>第87条 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する^{※1}。</p> <p>なお、運用方法については、表 86－1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{※1}。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>	<p style="text-align: center;">（設置許可記載なし）</p>	<p>・保安規定審査基準の記載「<u>実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで</u> 発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。」</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（新燃料の運搬）</p> <p>第92条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し</u>、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p><u>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>5 技術課長は、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 未臨界検査</u></p> <p><u>(4) 吊上検査</u></p> <p><u>(5) 重量検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 表面密度検査</u></p> <p><u>6</u> 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>a. 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて、人の立入制限、鍵の管理等の措置を講じる。</p> <p>b. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>(略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>(略)</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(略)</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>a. 壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずる。</p> <p>b. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品</p>	<p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 6.7 燃料取扱及び貯蔵設備 6.7.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実にを行うものである。</p> <p>燃料取替えは、平衡時において年に約1回行い、この時の取出し燃料集合体は、全炉心の約1/4を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の概略を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>なお、使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があればピット内で別に容器に入れて貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料ピットで2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて、再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた燃料は、使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>燃料取扱設備は、3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備の概略は、3号炉添付書類八 第9.1.1図及び第9.1.2図に同じ。</p> <p>さらに、貯蔵設備は、3号炉燃料取扱棟内の貯蔵設備のうち使用済燃料ピット、使用済燃料ラック及びキャスクピットを共用する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備（※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備）、13.4（※14.4）燃料管理）において、新燃料の取扱いについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬，貯蔵，検査，取替え等は，保安規定に基づき厳重に管理し，あらかじめ定める燃料取替計画等に従い，所定の容器及び燃料取扱設備を使用し，燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>（3号炉）</p> <p>9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>9.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は，新燃料貯蔵設備，使用済燃料貯蔵設備（1号，2号及び3号炉共用），使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号，2号及び3号炉共用），燃料取替クレーン，使用済燃料ピットクレーン（1号，2号及び3号炉共用），燃料取扱棟クレーン（1号，2号及び3号炉共用），燃料移送装置等で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は，使用済燃料ピットポンプ，使用済燃料ピット冷却器，使用済燃料ピット脱塩塔，使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図を第9.1.1図，第9.1.2図に示す。また，使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第9.1.3図に示す。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は，新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで，及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵，並びに取扱いを行うものである。</p> <p>なお，使用済燃料の搬出には，使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては，使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>14. 運転保守</p> <p>（略）</p> <p>14.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬，貯蔵，検査，取替え等は，保安規定に基づき厳重に管理し，あらかじめ定める燃料取替計画等に従い，所定の容器及び燃料取扱設備を使用し，燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>[添付書類九] (1、2号炉) 2. 発電所の放射線管理 2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定 2.1.1 管理区域 炉室，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって，その場所における外部放射線に係る線量，空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）（第2条）に定められた値を超えるか，又は超えるおそれのある区域はすべて管理区域とする。実際には，部屋，建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して原子炉建屋及び原子炉補助建屋の大部分，放射性廃棄物処理建屋，管理事務所の一部，燃料取替用水タンク建屋及び固体廃棄物貯蔵庫，原子炉容器上部ふた保管庫を管理区域とする。 また，運用段階でもしも一時的に上記管理区域に係る値を超えるか，又は超えるおそれがある区域が生じた場合は，一時的な管理区域とする。 管理区域については，「実用発電用原子炉設置，運転等に関する規則」（第8条）に従って，次の措置を講じる。 (1) 壁，さく等の区画物によって区画するほか，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し，かつ，放射線等の危険性の程度に応じて，人の立入制限，かぎの管理等の措置を講じる。 (2) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。 (3) 管理区域のうち，汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し，又は物品を持ち出そうとする場合には，その者の身体及び衣服，はきもの等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ，又は包装した場合には，その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が（2）の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。 管理区域は第2.1.1図～第2.1.6図に示すように設定する。 (3号炉) 2. 発電所の放射線管理 2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定 2.1.1 管理区域 炉室，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって，その場所における外部放射線に係る線量，空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が，経済産業省告示「実用発電用原</p>	<p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第2条）に定められた値を超えるか又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して、第2.1.1図に示すように原子炉建屋の大部分、原子炉補助建屋の大部分、出入管理建屋の一部等を管理区域とする。</p> <p>なお、原子炉建屋、原子炉補助建屋及び出入管理建屋における管理区域は、「添付書類八 11.1 遮へい設備」に示す遮へい設計区分概要図の第Ⅰ区分を除いた範囲とする。</p> <p>また、新燃料搬入時、使用済燃料輸送時等、上記管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又はそのおそれのある区域が生じた場合は、一時管理区域とする。</p> <p>（略）</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第8条）に従って、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(3) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第5条）に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が（3）の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>また、管理区域内は、場所により外部放射線に係る線量当量率、放射線業務従事者等の立入り頻度等に差異があるので、これらのことを考慮して適切な管理を行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>(燃料の検査)</p> <p>第94条 技術課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3 技術課長は、<u>第1項</u>の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 技術課長は、<u>第1項</u>の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実にを行うものである。</p> <p>燃料取替えは、平衡時において年に約1回行い、この時の取出し燃料集合体は、全炉心の約1/4を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の概略を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>なお、使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があればピット内で別に容器に入れて貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料ピットで2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて、再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた燃料は、使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>燃料取扱設備は、3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備の概略は、3号炉添付書類八 第9.1.1図及び第9.1.2図に同じ。</p> <p>さらに、貯蔵設備は、3号炉燃料取扱棟内の貯蔵設備のうち使用済燃料ピット、使用済燃料ラック及びキャスクピットを共用する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	<p>・添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備（※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備）、13.4（※14.4）燃料管理）において、設備や管理方法に係る事項について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>(3号炉)</p> <p>9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>9.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図を第9.1.1図、第9.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第9.1.3図に示す。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>(燃料の取替等)</p> <p>第95条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 技術課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 技術課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を<u>所定の出力で運転できるよう設定した</u>取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。<u>評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p>a. 反応度停止余裕 b. 最大線出力密度 c. 燃料集合体最高燃焼度 d. 水平方向ピーキング係数 $F_{N_{xy}}$ e. 減速材温度係数 f. 最大反応度添加率 g. 制御棒クラスタ落下時の<u>価値</u>および<u>核的エンタルピ上昇熱水路係数</u> $F_{N_{\Delta H}}$ h. 制御棒クラスタ飛出し時の<u>価値</u>および<u>熱流速熱水路係数</u> F_Q i. 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(2) 技術課長は、取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 <u>技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</u></p> <p>4 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ハ. 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>原子炉本体は、燃料体、減速材及び反射材、制御材、炉内構造物、原子炉容器から構成する。</p> <p>原子炉容器の外側には、放射線しゃへい壁を設ける。</p> <p>(イ) 炉心</p> <p>(略)</p> <p>(3) 主要な核的制限値</p> <p>原子炉を安全かつ安定に制御することを目的として、次のような核的制限値を設定する。なお、原子炉は、高温状態以外で臨界としない設計とする。</p> <p>a. 反応度停止余裕</p> <p>最大反応度価値を有する制御棒クラスタ1本が、全引き抜き位置のまま挿入できない場合でも、以下に示す反応度停止余裕を持つ設計とする。</p> <p>高温停止状態 0.018 $\Delta k/k$ 低温停止状態 0.010 $\Delta k/k$</p> <p>b. 制御棒クラスタによる最大反応度添加率</p> <p>制御棒クラスタによる最大反応度添加率は、制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても0.00086 ($\Delta k/k$) /s以下とする。</p> <p>c. 制御棒クラスタの最大反応度価値</p> <p>制御棒クラスタの最大反応度価値は、制御棒クラスタが挿入限界位置から飛び出した場合、炉心の状態に応じ次の値以下とする。</p> <p>高温全出力時 0.0023 $\Delta k/k$ 高温零出力時 0.0091 $\Delta k/k$</p> <p>d. 減速材温度係数及びドップラ係数</p> <p>減速材温度係数は、高温出力運転状態では負になるように設計する。また、ドップラ係数は負になるように設計する。</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 燃料体</p> <p>(略)</p> <p>(5) 最高燃焼度</p> <p>燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t</p> <p>ただし、初装荷燃料及び取替燃料のうち、第4～第7領域燃料は39,000MWd/t、取替燃料のうち第8～第17領域燃料は48,000MWd/t</p> <p>(略)</p>	<p>・本文五号（ハ. 原子炉本体の構造及び設備および二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、燃料の設計および取替について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理		
	<p>B. 2号炉 下記を除いて1号炉に同じ。 (略)</p> <p>(5) 最高燃焼度 燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t ただし、初装荷燃料及び取替燃料のうち第4～第5領域燃料は39,000MWd/t、取替燃料のうち第6～第16領域燃料は48,000MWd/t (略)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置及び除染装置並びに3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）及び燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）で構成する。 新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。 使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。 燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。 なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。 (略)</p> <p>B. 2号炉 1号炉に同じ。</p> <p>(3号炉)</p> <p>ハ. 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(イ) 炉心 (略)</p> <p>(3) 主要な核的制限値 原子炉を安全かつ安定に制御することを目的として、次のような核的制限値を設定する。なお、原子炉は、高温状態以外で臨界としない設計とする。</p> <p>a. 反応度停止余裕 最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が、全引き抜き位置のまま挿入でき</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理		
	<p>ない場合でも、以下に示す反応度停止余裕を持つ設計とする。</p> <p>高温停止状態 0.018 Δk/k 低温停止状態 0.010 Δk/k</p> <p>b. 制御棒クラスタによる最大反応度添加率 制御棒クラスタによる最大反応度添加率は、制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても、0.00086 (Δk/k)/s 以下とする。</p> <p>c. 制御棒クラスタの最大反応度価値 制御棒クラスタの最大反応度価値は、制御棒クラスタが挿入限界位置から飛び出した場合、炉心の状態に応じ、次の値以下とする。</p> <p>高温全出力時 0.0015 Δk/k 高温零出力時 0.010 Δk/k</p> <p>d. 減速材温度係数及びドップラ係数 減速材温度係数は、高温出力運転状態では負になるように設計する。また、ドップラ係数は負になるように設計する。</p> <p>(略)</p> <p>(v) 燃料体 (略)</p> <p>(5) 最高燃焼度 燃料集合体最高燃焼度 ウラン燃料 55,000MWd/t ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料 45,000MWd/t (略)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (イ) 核燃料物質取扱設備の構造 核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 3.3 核設計 3.3.2 設計方針 (1) 原子炉の安全上及び運転上の見地から次のことを考慮して設計する。 a. 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉施設の各設備の保護動作とあいまって燃料の健全性を確保できる炉心特性を有すること。 b. 最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることができること。 c. 原子炉制御設備により炉心を連続的に、かつ、安定に制御できること。 d. 通常の運転制御を行うのに十分な負の反応度効果を有すること。 (2) これらを基本とし、次のことを考慮して具体的設計を行う。 a. 反応度停止余裕 制御棒クラスタは、最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き位置のまま挿入できない場合でも、高温停止状態では0.018 Δk/k以上の反応度停止余裕を与える設計とする。さらに、化学体積制御設備によるほう酸注入により、低温停止状態でも0.010 Δk/k以上の反応度停止余裕を確保できる設計とする。 b. 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率は、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を損なわず、炉内構造物が炉心冷却の機能を果たせるように制限する。 すなわち、制御棒クラスタの最大反応度値は制御棒クラスタ1本が挿入限界位置から飛び出した場合、高温全出力時サイクル初期で0.0022 Δk/k以下、サイクル末期で0.0023 Δk/k以下、高温零出力時サイクル初期で0.0091 Δk/k以下、サイクル末期で0.0090 Δk/k以下となる設計とする。また、最大反応度添加率は二つのバンクの制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても、$8.6 \times 10^{-4} (\Delta k/k)/s$以下となる設計とする。さらに、高温全出力運転中全引き抜き位置から制御棒クラスタ1本が落下した場合の負の最大添加反応度は、$2.7 \times 10^{-3} \Delta k/k$を上回らない設計とする。 c. 反応度係数 炉心が負の反応度フィードバック特性を有するように、ドップラ係数は常に負であり、かつ、高温出力運転状態で減速材温度係数は負となる設計とし、これらを総合した反応度出力係数が運転時の異常な過渡変化時においても出力抑制効果を有する設計とする。 d. 出力分布 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料中心最高温度及び最小</p>	<p>・添付書類八（3.3（※3.5.1）核設計および6.7 燃料取扱及び貯蔵設備（※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備））において、燃料の設計および取替について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 （括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>DNBRの制限を満足するため、通常運転時の熱水路係数が3.3.5(3) b. に記載する条件を満たす設計とする。</p> <p>e. 安定性 出力分布の振動が生じないように、炉心に十分な減衰特性を持たせた設計とするか、又はたとえ振動が生じてもそれを検出し、容易に抑制できる設計とする。</p> <p>f. 燃焼度 (略)</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実に行うものである。 燃料取替えは、平衡時において年に約1回行い、この時の取出し燃料集合体は、全炉心の約1/4を予定している。 燃料取扱設備の概略を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。 発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。 これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>(3号炉)</p> <p>3.5.1 核設計</p> <p>(2) 設計方針</p> <p>a. 原子炉の安全上及び運転上の見地から次のことを考慮して設計する。</p> <p>(a) 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、原子炉施設の各設備の保護動作とあいまって燃料の健全性を確保できる炉心特性を有すること。</p> <p>(b) 最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き状態であっても、常に炉心を臨界未満にすることができること。</p> <p>(c) 原子炉制御設備により炉心を連続的に、かつ、安定に制御できること。</p> <p>(d) 通常の運転制御を行うのに十分な負の反応度効果を有すること。</p> <p>b. これらを基本とし、次のことを考慮して具体的設計を行う。</p> <p>(a) 反応度停止余裕 制御棒クラスタは、最大反応度値を有する制御棒クラスタ1本が全引き抜き位置のまま挿入できない場合でも、高温停止状態では0.018Δk/k以上の反応度停止余裕を与える設計とする。 さらに、化学体積制御設備によるほう酸注入により、低温停止状態でも0.010Δk</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>/k以上の反応度停止余裕を確保できる設計とする。</p> <p>(b) 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率 制御棒クラスタの最大反応度値及び最大反応度添加率は、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を損なわず、炉内構造物が炉心冷却の機能を果たせるように制限する。 すなわち、制御棒クラスタの最大反応度値は制御棒クラスタ1本が挿入限界位置から飛び出した場合、高温全出力時で$0.0015 \Delta k/k$以下、高温零出力時サイクル初期で$0.0090 \Delta k/k$以下、サイクル末期で$0.010 \Delta k/k$以下となる設計とする。 また、最大反応度添加率は二つのバンクの制御棒クラスタが引き抜き手順上可能な最大速度で引き抜かれても、$8.6 \times 10^{-4} (\Delta k/k)/s$以下となる設計とする。さらに、高温全出力運転中全引き抜き位置から制御棒クラスタ1本が落下した場合の負の最大添加反応度は、$2.5 \times 10^{-3} \Delta k/k$を上回らない設計とする。</p> <p>(c) 反応度係数 炉心が負の反応度フィードバック特性を有するように、ドップラ係数は常に負であり、かつ、高温出力運転状態で減速材温度係数は負となる設計とし、これらを総合した反応度出力係数が運転時の異常な過渡変化時においても出力抑制効果を有する設計とする。</p> <p>(d) 出力分布 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時において、燃料中心最高温度及び最小DNBRの制限を満足するため、通常運転時の熱水路係数が3.5.1(5)c.(b)に記載する条件を満たす設計とする。</p> <p>(e) 安定性 出力分布の振動が生じないように、炉心に十分な減衰特性を持たせた設計とするか、又はたとえ振動が生じてもそれを検出し、容易に抑制できる設計とする。</p> <p>(f) 燃焼度 燃料集合体の最高燃焼度は、ウラン燃料集合体については、$55,000\text{Mwd/t}$以下となる設計とする。 また、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体については、$45,000\text{Mwd/t}$以下となる設計とする。</p> <p>(略)</p> <p>9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備 9.1 概要 燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。 燃料の貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>ピットポンプ，使用済燃料ピット冷却器，使用済燃料ピット脱塩塔，使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図を第9.1.1図，第9.1.2図に示す。また，使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第9.1.3図に示す。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は，新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで，及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵，並びに取扱いを行うものである。</p> <p>なお，使用済燃料の搬出には，使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては，使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>[添付書類十]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>2. 運転時の異常な過渡変化の解析</p> <p>2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化</p> <p>2.2.4 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</p> <p>2.2.4.2 過渡変化の解析</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>b. 出力運転時の異常な希釈</p> <p>(c)初期ほう素濃度は，大きめの反応度添加率を与えるよう，出力運転時に予想される最高濃度を上回る値として2,100ppmとする。</p> <p>【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p> <p>(3号炉)</p> <p>2. 運転時の異常な過渡変化の解析</p> <p>2.2 炉心内の反応度又は出力分布の異常な変化</p> <p>2.2.4 原子炉冷却材中のほう素の異常な希釈</p> <p>2.2.4.2 過渡変化の解析</p> <p>(2) 解析条件</p> <p>b. 出力運転時の異常な希釈</p> <p>(c)初期ほう素濃度は，大きめの反応度添加率を与えるよう，出力運転時に予想される最高濃度を上回る値として2,000ppmとする。</p> <p>【上記他、事象ごとに解析入力値を記載している。】</p>	<p>・添付書類十（2. 運転時の異常な過渡変化の解析）において、解析入力値について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明								
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第96条 技術課長は、使用済燃料（以下、<u>照射済燃料を含む</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p><u>(5) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p>表96-1</p> <table border="1" data-bbox="308 915 1115 1100"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉※1	2号炉	2号炉、3号炉※1	3号炉	3号炉	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置及び除染装置並びに3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）及び燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）で構成する。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(ロ) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（一部1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内又は3号炉燃料取扱棟内（1号、2及び3号炉共用の使用済燃料貯蔵設備）に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料からの崩壊熱の除去及び使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約570%相当分及び全炉心燃料の約1,190%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。</p> <p>B. 2号炉</p>	<p>・本文五号（ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置、燃料、落下物の落下防止措置、未臨界性確保、および貯蔵能力について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット									
1号炉	1号炉、3号炉※1									
2号炉	2号炉、3号炉※1									
3号炉	3号炉									

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>1号炉に同じ。</p> <p>(3号炉)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構造</p> <p>使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料及び新燃料をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、使用済燃料の上部に十分な水深を確保する設計とするとともに、使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合にはほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うのに十分な冷却能力を有する設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約920%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>[添付書類八] (1、2号炉)</p> <p>6.7 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>6.7.1 概要</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実にを行うものである。</p> <p>燃料取替えは、平衡時において年に約1回行い、この時の取出し燃料集合体は、全炉心の約1/4を予定している。</p> <p>燃料取扱設備の概略を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。</p> <p>発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。</p> <p>原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。</p> <p>これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。</p> <p>なお、使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があればピット内で別に容器に入れて貯蔵する。</p> <p>また、使用済燃料ピットで2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて、再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた燃料は、使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。</p> <p>(略)</p> <p>6.7.3 主要設備の仕様</p> <p>燃料取扱及び貯蔵設備の主要設備の仕様を第6.7.1表に示す。</p> <p>6.7.4 主要設備</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造とし、耐震設計ASクラスの強固な構造物で、壁は遮へいを考慮して十分厚くする。使用済燃料ピット内面は、漏水を防ぎ保守を容易にするために、ステンレス鋼板で内張りした構造とする。</p> <p>使用済燃料ピット水の減少防止のために、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>なお、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合に漏えい水の検知ができるように漏えい検知装置を設置し、燃料取替用水タンクか</p>	<p>・添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備（※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備）、13.4（※14.4）燃料管理）において、燃料取扱設備で燃料を扱うこと、臨界に達しない措置、燃料、落下物の落下防止措置、未臨界性確保、貯蔵能力、必要に応じて別容器に入れて貯蔵することについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>らほう素濃度2,900ppm以上のほう酸水を補給できる設計とする。また、使用済燃料ピットには水位及び温度警報装置を設けて、水位高、水位低及び温度高を中央制御室に警報する。</p> <p>使用済燃料ピット内には、原子炉容器から取出した使用済燃料を鉛直に保持し、ほう素濃度2,900ppm以上のほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラックを配置する。使用済燃料ラックは、各ラックのセルに1体ずつ燃料集合体を挿入する構造で、耐震設計ASクラスとし、ラック中心間隔は、たとえ設備容量分の新燃料を貯蔵し、純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は0.98以下になるように決定する。</p> <p>また、使用済燃料輸送容器置場として、使用済燃料ピットとゲートによって仕切られたキャスクピットを設ける。なお、使用済燃料ピットには、新燃料を初装荷時に乾燥状態で、また、燃料取替時に水中で一時的に保管する。また、使用済の制御棒、バーナブルポイズン等は、放射能を減衰させるため、使用済燃料ピットに貯蔵保管する。</p> <p>また、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、3号炉添付書類八 9.3.2 使用済燃料貯蔵設備に同じ。</p> <p>貯蔵容量は、全炉心燃料の約570%相当分及び3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットは全炉心燃料の約1,190%相当分（1号、2号及び3号炉共用）とする。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、使用済燃料ピット上を移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での燃料集合体の移動は架台上のホイスト、取扱工具等によって行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、駆動源の喪失に対しフェイル・アズ・イズの設計とするとともに、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体はずれて落下することのないような機械的インターロックを設ける。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒することがないように設計し、さらに、走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>（以下、略）</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>(3号炉)</p> <p>9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>9.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図を第9.1.1図、第9.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第9.1.3図に示す。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>(略)</p> <p>9.3 主要設備</p> <p>9.3.2 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料ピット（1号、2号及び3号炉共用）は、燃料取扱棟内に設け、鉄筋コンクリート造の耐震設計 A Sクラスの構造物である。</p> <p>使用済燃料ピットの壁面及び底部のコンクリート壁は、遮へいを十分に考慮した厚さであり、使用済燃料ピットに貯蔵した使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の上部には燃料取扱い時にも十分な遮へい効果を有する水深を確保する。</p> <p>使用済燃料ピット内面は、ステンレス鋼板で内張りし、万一の燃料集合体の落下時にも使用済燃料ピット水の漏えいを防止する。</p> <p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水配管は、使用済燃料ピット上部に取付け、また、注水配管にはサイフォンブレーカを取付け、配管が破損した場合においても使用済燃料ピット水の流出を防止する。さらに、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない。</p> <p>また、使用済燃料ピットには漏えい検知装置を設け、使用済燃料ピットのステンレス鋼板内張りから、万一漏えいが生じた場合の漏えい水を検知する。</p> <p>使用済燃料ピットの水位及び温度は、使用済燃料ピット水位計及び使用済燃料ピット水温度計により、中央制御室等で監視できる。中央制御室には水位高及び水位低並びに温度高の警報を発信する。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>燃料集合体は、ほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料ピット水が減少した場合には、燃料取替用水ポンプにより燃料取替用水ピットからほう素濃度3,200ppm以上のほう酸水を補給できる。</p> <p>使用済燃料ピットには、燃料集合体を鉛直に保持するキャン型の使用済燃料ラック（1号、2号及び3号炉共用）を配置する。貯蔵能力は、全炉心燃料の約920%相当分である。</p> <p>なお、使用済燃料ピットは、通常運転中は全炉心の燃料を貯蔵できる容量を確保する。</p> <p>（略）</p> <p>9.3.6 使用済燃料ピットクレーン</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）は、使用済燃料ピット上を水平に移動するブリッジクレーンであり、使用済燃料ピット内での3号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、3号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。また、1号炉及び2号炉の燃料集合体の移送は架台上のホイスト、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具によって1体ずつ行う。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、ホイストのワイヤを二重にした構造であるとともに、燃料集合体をつかんだ状態で駆動源が喪失しても、燃料集合体を確実に保持できる。</p> <p>また、取扱工具は、燃料取扱い中に燃料集合体が外れて落下することのない機械的インターロックを設ける。</p> <p>なお、1号炉及び2号炉燃料用取扱工具は、3号炉の燃料集合体をつかめない構造とし、3号炉燃料用取扱工具は、1号炉及び2号炉の燃料集合体をつかめない構造とすることにより誤操作を防止する。</p> <p>使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒することがない構造であり、さらに、走行部はレールを抱え込む構造である。</p> <p>（以下、略）</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>（使用済燃料の運搬）</p> <p>第97条 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し</u>、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</p> <p>2 技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>5 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u></p> <p><u>6 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>7 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>気密漏えい検査</u></p> <p>(3) <u>圧力測定検査</u></p> <p>(4) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(5) <u>未臨界検査</u></p> <p>(6) <u>温度測定検査</u></p>	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、燃料移送装置及び除染装置並びに3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）及び燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）で構成する。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の運搬又は搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>(略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>(3号炉)</p> <p>ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>ウラン新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、燃料取扱棟内において、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により使用済燃料貯蔵設備に移し、ここから燃料取扱設備により原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替は、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、水中で燃料取扱設備を用いて行う。</p> <p>使用済燃料は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備により燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）のほう酸水中に貯蔵する。</p>	<p>・本文五号（ニ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p> <p>(7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査</p> <p>8. 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とする とともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p> <p>[本文九号] (1、2号炉) (3号炉)</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(略)</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であつて、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c. の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>[添付書類八] (1、2号炉) 6.7 燃料取扱及び貯蔵設備 6.7.1 概要 燃料取扱及び貯蔵設備は、新燃料を発電所内に搬入してから使用済燃料を発電所外に搬出するまでの燃料取扱い及び貯蔵を安全かつ確実にを行うものである。 燃料取替えは、平衡時において年に約1回行い、この時の取出し燃料集合体は、全炉心の約1/4を予定している。 燃料取扱設備の概略を第6.7.1図及び第6.7.2図に示す。 発電所に搬入した新燃料は、受取検査後、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵庫に貯蔵する。 原子炉停止後、原子炉より取り出す使用済燃料は、燃料取替クレーン、燃料移送装置、使用済燃料ピットクレーン等を使用して、ほう酸水を張った原子炉キャビティ、燃料取替チャンネル及び燃料移送管を通して使用済燃料ピットへ移す。 これらの使用済燃料の移送は、すべて水中で行い、水は遮へい及び冷却の役割を果たす。 なお、使用済燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵するが、必要があればピット内で別に容器に入れて貯蔵する。 また、使用済燃料ピットで2年以上冷却した使用済燃料は、必要に応じて、再処理工場への輸送に使用する使用済燃料輸送容器に入れて3号炉燃料取扱棟内へ運搬し、同棟内の使用済燃料ピットに貯蔵する。 使用済燃料は、使用済燃料ピット内で通常1年以上冷却し、冷却を終えた燃料は、使用済燃料輸送容器に入れ再処理工場へ搬出する。 燃料取扱設備は、3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備の概略は、3号炉添付書類八 第9.1.1図及び第9.1.2図に同じ。 さらに、貯蔵設備は、3号炉燃料取扱棟内の貯蔵設備のうち使用済燃料ピット、使用済燃料ラック及びキャスクピットを共用する。</p> <p>13. 運転保守 13.4 燃料管理 燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p>	<p>・添付書類八（6.7 燃料取扱及び貯蔵設備（※9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備）、11.4（※14.4）燃料管理）において、使用済燃料の運搬について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 （括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>(3号炉)</p> <p>9. 燃料の貯蔵設備及び取扱設備</p> <p>9.1 概要</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料取扱棟クレーン（1号、2号及び3号炉共用）、燃料移送装置等で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備の一設備である使用済燃料ピット水浄化冷却設備は、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ等からなる閉回路で構成する。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備概要図を第9.1.1図、第9.1.2図に示す。また、使用済燃料ピット水浄化冷却設備系統概要図を第9.1.3図に示す。</p> <p>燃料の貯蔵設備及び取扱設備は、新燃料を燃料取扱棟に搬入してから炉心に装荷するまで、及び使用済燃料を炉心から取り出し燃料取扱棟内から搬出するまでの貯蔵、並びに取扱いを行うものである。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。搬出に際しては、使用済燃料輸送容器の除染を行う。</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.4 燃料管理</p> <p>燃料の運搬、貯蔵、検査、取替え等は、保安規定に基づき厳重に管理し、あらかじめ定める燃料取替計画等に従い、所定の容器及び燃料取扱設備を使用し、燃料が臨界に達するおそれがないように必要な措置をとりながら行う。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1 管理区域</p> <p>炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（以下「線量限度等を定める告示」という。）（第2条）に定められた値を超えるか、又は超えるおそれのある区域はすべて管理区域とする。実際には、部屋、建物その他の施設の配置及び管理上の便宜をも考慮して原子炉建屋及び原子炉補助建屋の大部分、放射性廃棄物</p>	<p>・添付書類九に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第5章 燃料管理</p>	<p>処理建屋，管理事務所の一部，燃料取替用水タンク建屋及び固体廃棄物貯蔵庫，原子炉容器上部ふた保管庫を管理区域とする。</p> <p>また，運用段階でもしも一時的に上記管理区域に係る値を超えるか，又は超えるおそれがある区域が生じた場合は，一時的な管理区域とする。</p> <p>管理区域については，「実用発電用原子炉設置，運転等に関する規則」（第8条）に従って，次の措置を講じる。</p> <p>(1) 壁，さく等の区画物によって区画するほか，標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し，かつ，放射線等の危険性の程度に応じて，人の立入制限，かぎの管理等の措置を講じる。</p> <p>(2) 床，壁，その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「線量限度等を定める告示」（第5条）に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(3) 管理区域のうち，汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し，又は物品を持ち出そうとする場合には，その者の身体及び衣服，はきもの等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ，又は包装した場合には，その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度が（2）の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>管理区域は第2.1.1図～第2.1.6図に示すように設定する。</p> <p>（3号炉）</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.1 管理区域，保全区域及び周辺監視区域の設定</p> <p>2.1.1 管理区域</p> <p>炉室，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって，その場所における外部放射線に係る線量，空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が，経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第2条）に定められた値を超えるか又はそのおそれのある区域はすべて管理区域とする。</p> <p>実際には部屋，建物その他の施設の配置及び管理上の便宜も考慮して，第2.1.1図に示すように原子炉建屋の大部分，原子炉補助建屋の大部分，出入管理建屋の一部等を管理区域とする。</p> <p>なお，原子炉建屋，原子炉補助建屋及び出入管理建屋における管理区域は，「添付書類八 11.1 遮へい設備」に示す遮へい設計区分概要図の第Ⅰ区分を除いた範囲とする。</p> <p>また，新燃料搬入時，使用済燃料輸送時等，上記管理区域外において一時的に上記管理区域に係る値を超えるか又はそのおそれのある区域が生じた場合は，一時管理区域とする。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第5章 燃料管理	<p>(略)</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則」(第8条)に従って, 次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 壁, さく等の区画物によって区画するほか, 標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し, かつ, 放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限, かぎの管理等の措置を講ずる。</p> <p>(2) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。</p> <p>(3) 床, 壁, その他人の触れるおそれのある物であって, 放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が, 経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(第5条)に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し, 又は物品を持ち出そうとする場合には, その者の身体及び衣服, 履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には, その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>また, 管理区域内は, 場所により外部放射線に係る線量当量率, 放射線業務従事者等の立入り頻度等に差異があるので, これらのことを考慮して適切な管理を行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>（放射性廃棄物管理に係る基本方針）</u></p> <p>第98条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ロ. 原子炉施設の一般構造</p> <p>(ロ) その他の主要な構造</p> <p>(1) 本原子炉施設は、以下の基本的方針のもとに安全設計を行い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という）、「電気事業法」等の関係法令の要求を満足するとともに、「原子炉立地審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」、「軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針」、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」等に適合する設計とする。</p> <p>a. 通常運転時、発電所周辺の一般公衆及び従事者等に対し、「原子炉等規制法」に基づく許容被ばく線量を超える放射線被ばくを与えないように設計する。</p> <p>更に、設計に当たっては、発電所周辺の一般公衆に対し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定められている線量目標値を超える放射線被ばくを与えないように努める。</p> <p>b. 原子炉施設は、設計、製作、建設、試験検査を通じて信頼性の高いものとし、運転員の誤操作等による異常状態に対しては、警報により、運転員が措置し得るようにするとともに、もし、これらの修正動作が取られない場合にも、原子炉の固有の安全性並びに安全保護系の動作等により、過渡変化が安全に終止するように設計する。</p> <p>c. 燃料から放出される放射性核分裂生成物が、発電所周辺に放散されるのを防ぐための防壁を多重に設け、万一事故が起こった場合にも発電所周辺の一般公衆の安全を確保する。</p> <p>(3号炉)</p> <p>ロ. 原子炉施設の一般構造</p> <p>(ロ) その他の主要な構造</p> <p>本原子炉施設は、(イ)に加え、以下の方針の下に安全設計を行う。</p> <p>(1) 原子炉施設は、平常運転時に周辺監視区域外の公衆、放射線業務従事者等に対し、「原子炉等規制法」に基づき定められている線量限度を超える放射線被ばくを与えないように設計する。</p> <p>さらに、設計に当たっては、発電所周辺の公衆に対し、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に定められている線量目標値を超える放射線被ばくを与えないように努める。</p> <p>(2) 原子炉施設は、異常の発生を防止し、異常が発生しても、その異常を早期に検知し、必要に応じて警報により運転員が措置し得るようにするとともに、これら</p>	<p>・本文五号（ロ. 発電用原子炉施設の一般構造）に、放射性物質の濃度を十分に低減できると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>運転員の措置がとられない場合にも、原子炉固有の安全性及び安全保護系等の作動により、異常が拡大し事故に発展することがないように設計する。さらに、万一事故が起こった場合にも、工学的安全施設等の作動により、発電所周辺の公衆の安全を確保するように設計する。</p> <p>(3) 原子炉施設は、その安全機能の重要度に応じて、十分高い信頼性を確保し、かつ維持し得るように設計する。また、このうち、重要度の特に高い系統は、多重性又は多様性及び独立性を備えるように設計するとともに、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できるように設計する。</p> <p>(4) 原子炉施設は、発電所敷地で予想される洪水、津波、風、凍結、積雪、地すべり等の自然現象、外部人為事象、内部発生飛来物及び火災によって、原子炉施設の安全性が損なわれないように設計するとともに、その安全機能が期待されている環境条件に適合するように設計する。</p> <p>また、安全機能を有する構築物、系統及び機器が2基以上の原子炉施設間で共用される場合には、原子炉の安全性を損なうことのないように設計する。</p> <p>(5) 原子炉施設は、運転員の誤操作に対し配慮を行うように設計するとともに、その安全機能の重要度に応じて適切に試験・検査ができるように設計する。</p> <p>[本文九号] (1、2号炉) (3号炉) イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法 A. 1号炉 (1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、 本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>(iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。 (v)気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地等境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>B. 2号炉 1号炉と同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i)本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>(ii)放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii)放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。 (iv)管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立入りを制限する。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉)</p> <p>13.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p>	<p>・添付書類八（13.5（※14.5）放射性廃棄物管理）に、許容濃度等の制限値を遵守、線量目標値を超えないように努めることと記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第6章 放射性廃棄物管理		
	<p>(3号炉)</p> <p>14.5 放射性廃棄物管理</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。</p> <p>放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に保護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づいて作成する保安規定にこれを定める。</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 放射線防護に関して、外部被ばくに対しては十分な遮へい設備により、また、空気汚染等による内部被ばくに対しては、換気設備等により、これを合理的に達成できる限り低減する方針で設計し、運用する。</p> <p>2.7 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される放射性の気体及び液体廃棄物は、以下に述べるように厳重な管理を行い、周辺監視区域外の空気中又は水中の放射性物質の濃度が、「線量限度等を定める告示」（第9条）に定める値を超えないようにする。</p> <p>さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、放出管理の目標値を以下のように定め、この管理目標値を超えることのないように努める。</p>	<p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第6章 放射性廃棄物管理	<p>(3号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物管理の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて更に十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づく保安規定に定める。</p> <p>1.2 具体的方法</p> <p>(1) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>2.6 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>発電所外に放出される放射性の気体及び液体廃棄物は、次に述べるように厳重に管理を行い、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」（第9条）に定められた値を超えないようにする。</p> <p>さらに、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理の目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>5 安全管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 安全管理課長は、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p><u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p><u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>8 <u>安全管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p> <p>9 <u>安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p>	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>五 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ（1号、2号及び3号炉共用）、固体廃棄物のドラム缶詰め装置のアスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）及びセメント固化装置（1号及び2号炉共用）、焼却可能な雑固体廃棄物を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用）、原子炉容器上部ふた保管庫（1号及び2号炉共用）等で構成する。</p> <p>濃縮廃液等は、固化材（アスファルト又はセメント）とともにドラム缶詰めを行い貯蔵保管する。</p> <p>雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後、ドラム缶に詰めて貯蔵保管する。脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵するものとするが、固化材（セメント）とともにドラム缶詰めも可能なようにする。</p> <p>使用済制御棒等の放射化された機器は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>発生したドラム缶詰め等固体廃棄物は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、所要の遮へい設計を行った発電所内の原子炉容器上部ふた保管庫に、1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外し容器に入れた原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>（略）</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ、ただし共用設備は除く。</p> <p>（3号炉）</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>3号炉</p> <p>ト 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(ハ) 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p>	<p>・本文五号（ロ．発電用原子炉施の一般構造）に、放射性廃棄物の管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>		
<p><u>10 安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>固体廃棄物の廃棄設備（固体廃棄物処理設備）は、廃棄物の種類に応じて処理又は貯蔵保管するため、濃縮廃液等のセメント固化装置及びアスファルト固化装置（1号、2号及び3号炉共用、既設）、圧縮可能な雑固体廃棄物を圧縮するためのペイラ（1号、2号及び3号炉共用、既設）、焼却可能な雑固体廃棄物等を焼却するための雑固体焼却設備（1号、2号及び3号炉共用、既設）、使用済樹脂貯蔵タンク、固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号及び3号炉共用、既設）等で構成する。洗浄排水濃縮廃液は、雑固体焼却設備で焼却処理後ドラム缶詰め又は固化材（アスファルト）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。また、その他の濃縮廃液等は、固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>雑固体廃棄物は必要に応じて圧縮減容又は焼却処理後、ドラム缶等に詰めて貯蔵保管する。脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、使用済制御棒等の放射化された機器は使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>固体廃棄物処理設備は、圧縮、焼却、固化等の処理過程における放射性物質の散逸等を防止する設計とする。</p> <p>上記濃縮廃液等を詰めたドラム缶等は、所要の遮へい設計を行った発電所内の固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>なお、必要に応じて、固体廃棄物を廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄する。</p> <p>[本文九号] （1、2号炉）（3号炉）</p> <p>九、発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項 ロ．放射性廃棄物の廃棄に関する事項 A．1号炉 （略）</p> <p>(4) 固体廃棄物の保管管理</p> <p>固体廃棄物には、脱塩塔使用済樹脂、廃液蒸発装置及び洗浄排水処理装置の濃縮廃液固化物、酸液ドレン（強酸）の固化物、雑固体廃棄物（布、紙、小器等）、使用済液体用フィルタ及び使用済換気用フィルタ等がある。</p> <p>上記の他、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図ることとする。</p> <p>ドラム缶詰め及びこん包した固体廃棄物は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫に保管して放射能の減衰を図る。</p> <p>1号炉及び2号炉で取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉容器上部ふた保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>また、脱塩塔使用済樹脂は使用済樹脂貯蔵タンクに保管して放射能の減衰を図る。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫及び原子炉容器上部ふた保管庫は、管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い、厳重に管理する。</p>	<p>・本文九号（ロ．放射性廃棄物の廃棄に関する事項）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>B. 2号炉 1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉 (4) 固体廃棄物の保管管理 固体廃棄物には、廃液蒸発装置等の濃縮廃液、酸液ドレン、洗浄排水蒸発装置の濃縮廃液、雑固体（使用済フィルタ、布、紙等）、脱塩塔使用済樹脂等がある。 上記のほか、使用済制御棒等の放射化された機器が発生することがある。これらは、使用済燃料ピットに貯蔵し、放射能の減衰を図る。 固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。 また、脱塩塔使用済樹脂は、使用済樹脂貯蔵タンクに長期間貯蔵するものとする。 固体廃棄物貯蔵庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い、厳重に管理する。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 13.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>(3号炉) 14.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九] (1、2号炉) 4.4 固体廃棄物処理 4.4.2 保管管理 ドラム缶詰め及びこん包した固体廃棄物は、発電所敷地内の固体廃棄物貯蔵庫（延約3,300m²）に保管して放射能の減衰を図る。</p>	<p>・添付書類八（13.5（※14.5）放射性廃棄物管理）に、放射性廃棄物管理が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p> <p>・添付書類九（4.4 固体廃棄物処理）に、固体廃棄物の保管管理に関する事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第6章 放射性廃棄物管理		
	<p>また、脱塩塔使用済樹脂は原子炉補助建屋内の使用済樹脂貯蔵タンクに保管して放射能の減衰を図るが、将来固化材と混合してドラム缶詰めにした場合は固体廃棄物貯蔵庫に保管する。</p> <p>1号炉及び2号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた2基等は、原子炉容器上部ふた保管庫に貯蔵保管する。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫及び原子炉容器上部ふた保管庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い、厳重に管理する。なお、これら固体廃棄物を最終的に処分する場合には、関係官庁の承認を受ける。</p> <p>（3号炉）</p> <p>4.4 固体廃棄物処理</p> <p>4.4.2 保管管理</p> <p>固体廃棄物を詰めたドラム缶等は、固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。</p> <p>固体廃棄物貯蔵庫は管理区域とし、定期的に周辺の放射線サーベイ等を行い厳重に管理する。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p><u>(輸入廃棄物の管理)</u></p> <p><u>第98条の5 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</u></p> <p><u>2 原子力部長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するための検査を統括する。</u></p> <p><u>3 原子力部長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p>	<p>[本文八号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>八、使用済燃料の処分の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>(3号炉)</p> <p>八、使用済燃料の処分の方法</p> <p>3号炉</p> <p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等拠出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は拠出金を納付するまでの間は、当該積立金又は拠出金に係る使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p>	<p>・本文八号に、海外での再処理に係る事項が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第6章 放射性廃棄物管理	<p>また、使用済燃料再処理等積立金が引き渡され又は拠出金を納付した後であっても、再処理事業者に引き渡されるまでの間は、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成15年7月2日付けで許可を受けた記載を適用する。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																				
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>（放出管理用計測器の管理）</p> <p>第101条 安全管理課長および制御係課長は、表101に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能になった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 101</p> <table border="1" data-bbox="231 604 1240 835"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台※1	<p>[本文五号]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄施設（1，2号炉共用）</p> <p>(1) 構造</p> <p>気体廃棄物の主な発生源は、1次冷却設備から発生する放射性廃ガス等である。</p> <p>気体廃棄物廃棄設備は、主として1次冷却設備から発生する放射性廃ガスを処理するためのガス圧縮装置、ガス減衰タンク、水素再結合ガス圧縮装置、水素再結合装置、水素再結合ガス減衰タンク及びこれらを結ぶ配管等からなる。また、排気は、主排気筒の排気口から放出するが、排気中の放射性物質の濃度が低いことを確認するための設備を設ける。</p> <p>なお、雑固体焼却設備の焼却排ガスはフィルタを通した後、放射性廃棄物処理建屋屋上に設置する焼却炉排気筒より放出する。</p> <p>(略)</p> <p>(ロ) 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>液体廃棄物廃棄設備は、処理する廃液の種類によって、ほう酸回収系、良水質廃液処理系、低水質廃液処理系及び洗浄排水処理系からなる。</p> <p>(略)</p> <p>上記 a. で回収したほう酸及び蒸留水並びに b. で回収した蒸留水は原則として再使用する。また、 c. で生じた蒸留水および d. で生じた透過水は、復水器冷却水放水路に放出するが、これらの放出水中の放射性物質の濃度が低いことを確認するための設備を設ける。</p> <p>廃液蒸発装置及び洗浄排水処理装置から発生する濃縮廃液は、固体廃棄物として固化処理する。</p> <p>(3号炉)</p> <p>五、原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>3号炉</p> <p>ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(1) 構造</p> <p>気体廃棄物の廃棄施設（気体廃棄物処理設備）は、主として1次冷却設備から発生する放射性廃ガスを処理するための活性炭式希ガスホールドアップ装置、ガスサーージタンク等で構成する。排気は、放射性物質の濃度を監視しながら排気口から放出する。</p> <p>(略)</p>	<p>・本文五号（ト．放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備）に、放射性物質の濃度を監視しながら放出することの記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																			
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台																			
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台																			
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台																			
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台※1																			

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>(㉓)液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備（液体廃棄物処理設備）は、廃棄物の性状に応じて処理するため、ほう酸回収系、廃液処理系及び洗浄排水処理系で構成する。</p> <p>a. ほう酸回収系は、冷却材貯蔵タンク、ほう酸回収装置、脱塩塔等で構成する。</p> <p>本システムで処理後、回収したほう酸は原則として再使用する。</p> <p>処理後の蒸留水は、放射性物質濃度が低いことを確認した後に復水器冷却水の放水口から放出するか、又は再使用する。</p> <p>[本文九号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(略)</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないように厳重な管理を行う。さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(i) 気体廃棄物</p> <p>平常運転時に気体廃棄物を放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を主排気筒ガスモニタ等によって連続的に監視する。</p> <p>(ii) 液体廃棄物</p> <p>平常運転時に液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>また、放出される液体中の放射性物質の濃度は、廃棄物処理設備排水モニタによって連続的に監視する。</p> <p>(略)</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(略)</p> <p>(6) 放射性廃棄物の放出管理</p> <p>気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、周辺監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「線量限度等を定める告示」に定められた値を超えないように厳</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、放射性廃棄物放出の際に監視するモニタについて記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p>	<p>重な管理を行う。さらに、「線量目標値に関する指針」に基づき、発電所から放出される放射性物質について放出管理目標値を定め、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」に基づく測定を行い、これを超えないように努める。</p> <p>(i) 気体廃棄物 平常運転時に気体廃棄物を放出する場合は、排気中の放射性物質の濃度を排気筒ガスモニタによって連続的に監視する。</p> <p>(ii) 液体廃棄物 平常運転時に液体廃棄物を放出する場合には、あらかじめタンクにおいてサンプリングし、放射性物質の濃度を測定する。 また、液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、廃棄物処理設備排水モニタによって連続的に監視する。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 13.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>(3号炉) 14.5 放射性廃棄物管理 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を発電所外に放出する場合は、法令に定められた濃度限度等の制限値を遵守することはもちろん、発電所周辺の公衆の線量を合理的に達成できる限り低減するよう厳重な放出管理を行う。 放射性固体廃棄物を発電所内に貯蔵又は貯蔵保管する場合は、所定の貯蔵設備において厳重に管理する。</p> <p>[添付書類九] (1、2号炉) 1. 放射線防護に関する基本方針 1.1 基本的考え方 放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等が、本</p>	<p>・添付書類八（13.5（※14.5）放射性廃棄物管理）に、放射線廃棄物管理が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、放射性廃棄物の廃棄の運用が記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第6章 放射性廃棄物管理		
	<p>発電所に起因する放射線被ばくから十分安全に保護されるように放射線防護対策を講じる。</p> <p>さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づいて作成する保安規定にこれを定める。</p> <p>（3号炉）</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。</p> <p>さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物管理の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて更に十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づく保安規定に定める。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第1節 区域管理		
<p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p>	<p>[本文九号]</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。さらに、発電所周辺の公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地等境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第1節 区域管理		
	<p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地等境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八] (1、2号炉) 13. 運転保守 13.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>(3号炉) 14. 運転保守 14.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p>	<p>・添付書類八（13.6（※14.6）放射線管理）に従業員等の被ばくについて、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第1節 区域管理		
	<p>[添付書類九] (1、2号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分に安全に保護されるように放射線防護対策を講じる。さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づいて作成する保安規定にこれを定める。</p> <p>(3号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物管理の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて更に十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づく保安規定に定める。</p>	<p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明						
第7章 放射線管理								
第2節 被ばく管理								
<p>（放射線業務従事者の線量管理等）</p> <p><u>第110条 各課（室、センター）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表110に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 110</p> <table border="1" data-bbox="261 905 1068 1014"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}	<p>[本文九号]</p> <p>（1、2号炉）（3号炉）</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから発電所周辺の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講じる。さらに、発電所周辺の公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立ち入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立ち入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接ガンマ線（以下「直接線」という。）及びスカイシャインガンマ線（以下「スカイシャイン線」という。）による敷地等境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(1) 放射線防護に関する基本方針・具体的方法</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆及び放射線業務従事者等を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「線量目標値に関する指</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{※1}							

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第2節 被ばく管理		
	<p>針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>具体的方法については、以下のとおりとする。</p> <p>(i) 本発電所に係る放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、遮蔽設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄設備を設計し、運用する。</p> <p>(ii) 放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、管理区域を設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量当量、空气中若しくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視する。</p> <p>(iii) 放射線業務従事者に対しては、線量を測定評価し線量の低減に努める。</p> <p>(iv) 管理区域の外側には、周辺監視区域を設定して、人の立入りを制限する。</p> <p>(v) 気体及び液体廃棄物の放出については、放出管理目標値を定め、これを超えないように努める。</p> <p>なお、発電用原子炉施設は、通常運転時において原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による敷地等境界外の空間放射線量率が十分に低減できるものとする。</p> <p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>(3号炉)</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.6 放射線管理</p> <p>放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p>	<p>・添付書類八（13.6（※14.6）放射線管理）に従業員等の被ばくについて、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第2節 被ばく管理		
	<p>[添付書類九]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、発電所周辺の一般公衆、放射線業務従事者等が、本発電所に起因する放射線被ばくから十分に安全に保護されるように放射線防護対策を講じる。さらに、発電所周辺の一般公衆の受ける線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」（以下「線量目標値に関する指針」という。）に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づいて作成する保安規定にこれを定める。</p> <p>(3号炉)</p> <p>1. 放射線防護に関する基本方針</p> <p>1.1 基本的考え方</p> <p>放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「労働安全衛生法」を遵守し、本発電所に起因する放射線被ばくから周辺監視区域外の公衆並びに放射線業務従事者及び一時立入者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため十分な放射線防護対策を講ずる。さらに、発電所周辺の公衆に対する線量については、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」に基づき、合理的に達成できる限り低くすることとする。</p> <p>なお、放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物管理の運用については、今後、原子炉施設の最終的な詳細設計に合わせて更に十分検討の上、「原子炉等規制法」に基づく保安規定に定める。</p>	<p>・添付書類九（1.放射線防護に関する基本方針）に、線量を合理的に達成できる限り低くすることとすると記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定		
<p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u></p> <p><u>第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>[本文九号]</p> <p>(1、2号炉)(3号炉)</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間放射線量等の監視</p> <p>空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視</p> <p>周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(iii) 異常時における測定</p> <p>放射性廃棄物の放出は、主排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタにより連続的に監視し、異常な放出がないよう十分に管理を行う。万一異常放出があった場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより測定するほか、放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に行う。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間放射線量等の監視</p> <p>空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視</p> <p>周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(iii) 異常時における測定</p> <p>放射性廃棄物の放出は、排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタにより連続的に監視し、異常な放出がないよう十分に管理を行う。万一異常放出があ</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、モニタリングについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明									
第7章 放射線管理											
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定											
	<p>った場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより測定するほか、放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率、放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に行う。</p> <p>[添付書類九] (1、2号)</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.7 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率の測定は、下表に示すように行う。</p> <table border="1" data-bbox="1264 915 2226 1234"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回／3箇月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 環境試料の放射能監視 周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。 環境試料の種類：空気中粒子，海水，海底土，海洋生物，陸水，陸土，陸上生物 頻 度：原則として年1～4回 測 定 核 種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち主要な核種 測 定 器：環境試料分析装置，環境放射能測定装置</p> <p>(3号炉)</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率の測定は、下表に示すように行う。</p>	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視	<p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に、モニタリングについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
測定対象	測定頻度	測定点及び監視									
空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定									
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視									

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明									
第7章 放射線管理											
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定											
	<table border="1" data-bbox="1267 375 2226 695"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回／3箇月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1267 747 1584 779">3.2 環境試料の放射能監視</p> <p data-bbox="1317 791 1881 823">周辺環境試料の放射能監視は、次のように行う。</p> <p data-bbox="1317 835 2264 867">環境試料の種類：空気中粒子，海水，海底土，海洋生物，陸水，陸土，陸上生物</p> <p data-bbox="1317 879 1804 911">頻 度：原則として年1～4回</p> <p data-bbox="1317 924 2095 955">測 定 核 種：核分裂生成物及び腐食生成物のうち主要な核種</p> <p data-bbox="1317 968 2012 999">測 定 器：環境試料分析装置，環境放射能測定装置</p>	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視	
測定対象	測定頻度	測定点及び監視									
空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定									
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視									

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																																
第7章 放射線管理																																		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定																																		
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第113条 安全管理課長および制御係課長は、表113に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 113</p> <table border="1" data-bbox="261 646 1234 1243"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">安全管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="3">制御係課長</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>29台※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表101の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の3台を含む。</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	2台	試料放射能測定装置	2台※1	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	29台※2	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台	積算線量計測定装置	1台	<p>[本文九号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間放射線量等の監視</p> <p>空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視</p> <p>周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(iii) 異常時における測定</p> <p>放射性廃棄物の放出は、主排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタにより連続的に監視し、異常な放出がないよう十分に管理を行う。万一異常放出があった場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより測定するほか、放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に行う。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(7) 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視</p> <p>前項で述べたように、放射性廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>(i) 空間放射線量等の監視</p> <p>空間放射線量及び空間放射線量率について、測定頻度及び測定点を定めて監視を行う。なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる空間放射線量率の測定は、中央制御室で監視する。</p> <p>(ii) 環境試料の放射能監視</p> <p>周辺環境試料について、種類、頻度、測定核種を定めて放射能監視を行う。</p> <p>(iii) 異常時における測定</p> <p>放射性廃棄物の放出は、排気筒ガスモニタ及び廃棄物処理設備排水モニタにより連続的に監視し、異常な放出がないよう十分に管理を行う。万一異常放出があ</p>	<p>・本文九号（イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法）に、モニタリングについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																															
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	安全管理課長	1台																															
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台																															
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																															
	退出モニタ		2台																															
	試料放射能測定装置		2台※1																															
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台																															
	モニタリングステーション		1台																															
	エリアモニタ		29台※2																															
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台																															
	積算線量計測定装置		1台																															

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	<p>った場合及び必要に応じ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションにより測定するほか、放射能観測車により敷地周辺の空間放射線量率、放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を迅速かつ確実に行う。</p> <p>[添付書類八] （1、2号炉）</p> <p>11. 放射線管理施設 11.2 放射線管理設備 11.2.3 主要設備</p> <p>(1) 放射線管理関係設備（1号及び2号炉共用） 出入管理、被ばく線量管理、汚染管理、化学分析及び放射性物質の濃度の測定等のため、次の設備を設ける。 a. 出入管理設備 原子炉建屋、原子炉補助建屋及び放射性廃棄物処理建屋等の管理区域への立入りは、出入管理室を通る設計とし、ここで人員及び物品などの出入管理を行う。ただし、燃料及び大型機器の搬出入に際しては、原子炉建屋、原子炉補助建屋及び放射性廃棄物処理建屋等の機器搬入口に臨時の出入管理設備を設けて出入管理を行う。 また、放射線管理に必要な各種サーベイメータなどを備える。 b. 個人被ばく管理関係設備 放射線業務従事者等の個人被ばくを管理するために個人被ばく管理関係設備（1号、2号及び3号炉共用）を設ける。この設備には、外部被ばくによる線量当量を測定する蛍光ガラス線量計、警報付ポケット線量計等及び内部被ばくによる線量を評価するホールボディカウンタ等がある。 c. 汚染管理設備 人の出入り及び物品の搬出入に伴う汚染の管理を行うため、汚染管理設備を設ける。この設備には更衣室、シャワー室、モニタリングエリア、汚染衣類の洗たく室、機器除染室及びそれぞれの機器がある。 d. 試料分析関係設備 1次冷却設備、放射性廃棄物廃棄施設、その他各設備からの試料及び環境試料の一般化学分析及び放射化学分析並びに放射能測定等を行うため、次のようなものを設ける。 （略）</p> <p>(2) 放射線監視設備 放射線監視設備は、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、周辺モニタリング設備及び放射線サーベイ設備から構成する。特に、事故時の放射線監視設備は、事故時の環境条件及び外部電源喪失の場合にも、その機能が損なわれる</p>	<p>・添付書類八（11.2（※11.3）放射線管理設備）に放射線計測器類について記載があり、これらについては、施設管理計画に基づき適切に点検等を行うことから、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	<p>ことがなく、必要に応じて多重性を有するとともにその系を構成するチャンネル間の独立性を有する設計とする。</p> <p>a. プロセスモニタリング設備</p> <p>発電所外へ放出する放射性物質の濃度及び各系統の放射性物質の濃度を監視するため主要な系統にプロセスモニタリング設備を設ける。この設備には、連続的に放射能を測定するプロセスモニタと連続的に試料を採取する試料採取装置がある。プロセスモニタは中央制御室内で自動記録、指示を行い、放射能レベルが設定値を超えたときは、中央制御室に警報を発する。試料採取装置は、主排気筒、非常用排気筒、焼却炉煙突及び廃棄物処理建屋排気口から放出される排気中のよう素、トリチウム、粒子状物質の放射能濃度並びに原子炉格納容器内のよう素の放射能濃度を測定するための採取装置である。プロセスモニタとしては次のものがあり、その説明図を第11.2.1図及び第11.2.2図に示し、設備仕様の概略を第11.2.1表に示す。</p> <p>(略)</p> <p>b. エリアモニタリング設備</p> <p>エリアモニタリング設備は建屋内、室内等の外部放射線に係る線量当量率の監視を行い、中央制御室でその自動記録、指示するとともに設定値を超えた時は、現場及び中央制御室に警報を発する。検出器には、GM管検出器又は電離箱検出器を使用する。エリアモニタを設ける区域は、次の通りである。</p> <p>(略)</p> <p>なお、燃料取扱い中の原子炉格納容器内（運転操作床面付近）及び保守中の機械室の付近には可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設ける。更に、事故時において十分な測定範囲を有する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）及び原子炉補助建屋エリアモニタを設ける。</p> <p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>発電所周辺監視区域境界付近の空間放射線量率等を監視するために、以下の周辺モニタリング設備を設けている。</p> <p>(略)</p> <p>d. 放射線サーベイ設備</p> <p>発電所内外の必要箇所、特に管理区域内で放射線業務従事者等が頻繁に立ち入る箇所及び原子炉の安全運転上必要な箇所の外部放射線に係る線量当量率、空気中及び水中の放射性物質の濃度並びに表面汚染密度を測定監視するために、放射線サーベイ設備（1号、2号及び3号炉共用）を備える。</p> <p>放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空気中及び水中の放射性物質の濃度についてはサンプリングによる放射能測定により、また、表面汚染密度についてはサーベイメータ又はス</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	<p>ミヤ法による放射能測定により行う。</p> <p>(3号炉)</p> <p>11. 放射線防護設備及び放射線管理設備</p> <p>11.3 放射線管理設備</p> <p>11.3.3 主要設備</p> <p>(1) 放射線管理関係設備</p> <p>出入管理, 個人被ばく管理, 汚染管理, 化学分析, 放射性物質の濃度の測定等のために, 以下の設備を設ける。</p> <p>a. 出入管理設備</p> <p>原子炉建屋, 原子炉補助建屋等の管理区域への人の出入を管理するために出入管理設備を設ける。この設備には, 出入管理室, 放射線管理室等がある。</p> <p>b. 個人被ばく管理関係設備</p> <p>放射線業務従事者等の個人被ばくを管理するために個人被ばく管理関係設備(1号, 2号及び3号炉共用, 一部既設)を設ける。この設備には, 外部被ばくによる線量当量を測定する蛍光ガラス線量計, 警報付ポケット線量計等及び内部被ばくによる線量を評価するホールボディカウンタ等がある。</p> <p>c. 汚染管理設備</p> <p>人の退出及び物品の搬出に伴う汚染の管理を行うために, 汚染管理設備を設ける。この設備には, 更衣室, シャワ室, 手洗い場, モニタリングエリア, 汚染衣類の洗濯室, 除染室, 退出モニタ等の機器がある。</p> <p>ただし, 燃料及び大型機器の搬出に際しては, 原子炉建屋及び原子炉補助建屋の機器搬入口に臨時のモニタリングエリアを設けて汚染管理に必要な各種サーベイメータ等を備える。</p> <p>d. 試料分析関係設備</p> <p>1次冷却設備, 放射性廃棄物廃棄設備等からの試料の一般化学分析, 放射化学分析, 放射能測定等を行うために, 試料分析関係設備(1号, 2号及び3号炉共用, 一部既設)を設ける。この設備は, 以下の各室で構成する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 放射線監視設備</p> <p>放射線監視設備は, プロセスモニタリング設備, エリアモニタリング設備, 周辺モニタリング設備及び放射線サーベイ設備で構成する。</p> <p>このうち, 事故時に必要な放射線監視設備は, 非常用母線に接続するとともに, 事故時の圧力, 温度等の環境条件によってその機能を損なうことのない設備である。</p> <p>a. プロセスモニタリング設備</p> <p>発電所外へ放出する放射性物質の濃度及び各系統の放射性物質の濃度を監視する</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定		
	<p>ために、主要な系統にプロセスモニタリング設備を設ける。この設備には、連続的に放射性物質の濃度を測定するために放射線を測定するプロセスモニタ及び連続的に試料を採取する試料採取装置がある。プロセスモニタで測定した放射線レベルは、中央制御室で監視できる。また、その値が設定値以上に増加した場合、中央制御室に警報を発信する。試料採取装置は、排気口から放出される排気中の放射性よう素、放射性粒子及びトリチウムの濃度並びに原子炉格納容器内の放射性よう素の濃度を測定するための採取装置である。プロセスモニタとしては以下のものがあり、その配置図を第11.3.1図、第11.3.2図に示す。</p> <p>(略)</p> <p>b. エリアモニタリング設備</p> <p>中央制御室及び管理区域内の主要箇所的外部放射線に係る線量当量率を連続的に監視するために、エリアモニタを設ける。この設備で測定した放射線レベルは、中央制御室で監視できる。また、その値が設定値以上に増加した場合、現場及び中央制御室に警報を発信する。</p> <p>エリアモニタを設ける区域は、以下のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>また、燃料取扱い中の原子炉格納容器内（運転操作床面付近）及び保守作業中の機器室の付近には、可搬式エリアモニタ装置を必要に応じて設置する。</p> <p>さらに、事故時においても放射能障壁の健全性を確認できるよう十分な測定範囲を有し、多重性及び独立性を有する格納容器内高レンジエリアモニタを設ける。また、事故時の補助建屋内エリア線量当量率の測定は可搬式モニタで行う。</p> <p>c. 周辺モニタリング設備</p> <p>発電所周辺監視区域境界付近の空間放射線量率等を監視するために、以下の周辺モニタリング設備を設けている。</p> <p>(略)</p> <p>d. 放射線サーベイ設備</p> <p>発電所内外の必要箇所、特に管理区域内で放射線業務従事者等が頻繁に立ち入る箇所及び原子炉の安全運転上必要な箇所の外部放射線に係る線量当量率、空気中及び水中の放射性物質の濃度並びに表面汚染密度を測定監視するために、放射線サーベイ設備（1号、2号及び3号炉共用、一部既設）を備える。</p> <p>放射線サーベイは、外部放射線に係る線量当量率については携帯用の各種サーベイメータにより、空気中及び水中の放射性物質の濃度についてはサンプリングによる放射能測定により、また、表面汚染密度についてはサーベイメータ又はスミヤ法による放射能測定により行う。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明																		
第7章 放射線管理																				
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定																				
	<p>[添付書類九] (1、2号炉)</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.7 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率の測定は、下表に示すように行う。</p> <table border="1" data-bbox="1264 737 2228 1056"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回／3箇月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3号炉)</p> <p>3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視 「2.6 放射性廃棄物の放出管理」に述べたように、気体及び液体廃棄物の放出に当たっては、厳重な管理を行うが、さらに、異常がないことを確認するため周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。</p> <p>3.1 空間放射線量等の監視 空間放射線量及び空間放射線量率の測定は、下表に示すように行う。</p> <table border="1" data-bbox="1264 1461 2228 1780"> <thead> <tr> <th>測定対象</th> <th>測定頻度</th> <th>測定点及び監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空間放射線量</td> <td>1回／3箇月</td> <td>・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定</td> </tr> <tr> <td>空間放射線量率</td> <td>常時</td> <td>・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視</td> </tr> </tbody> </table>	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視	測定対象	測定頻度	測定点及び監視	空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定	空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視	<p>・添付書類九（3. 周辺監視区域境界及び周辺地域の放射線監視）に、モニタリングについて記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。</p>
測定対象	測定頻度	測定点及び監視																		
空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定																		
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視																		
測定対象	測定頻度	測定点及び監視																		
空間放射線量	1回／3箇月	・周辺監視区域境界付近及び周辺地域にモニタリングポイントを設定																		
空間放射線量率	常時	・周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト及びモニタリングステーションを設置 ・中央制御室で監視																		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第4節 物品移動の管理		
<p>（管理区域外等への搬出および運搬）</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課（室、センター）長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれら措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、核燃料物質等の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p><u>(6) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>[本文九号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>イ. 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>A. 1号炉</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定める表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p> <p>B. 2号炉</p> <p>1号炉に同じ。</p> <p>C. 3号炉</p> <p>(3) 管理区域内の管理</p> <p>(i) 管理区域については、「実用炉規則」に基づき、次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>c. 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって、放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が、「線量限度等を定める告示」に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>d. 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がイ(3)(i)c.の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・本文九号に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第4節 物品移動の管理		
	<p>[添付書類八] (1、2号炉) 13. 運転保守 13.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>(3号炉) 14. 運転保守 14.6 放射線管理 放射線管理は、発電所周辺の公衆、放射線業務従事者等の線量を法令に定められた限度を超えないようにすることはもちろん、合理的に達成できる限り低減する方針で行う。発電所には、管理区域、周辺監視区域等を設け、出入管理、被ばく管理、管理区域内における作業管理、放射線の測定、放射性物質及び放射性物質によって汚染されたものの移動の管理等を厳重に実施する。</p> <p>[添付書類九] (1、2号炉) 2. 発電所の放射線管理 2.1 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定 2.1.1 管理区域 (略) 管理区域については、「実用発電用原子炉設置、運転等に関する規則」(第8条)に従って、次の措置を講じる。 (略) (2) 床、壁、その他人の触れるおそれのある物であって放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が「線量限度等を定める告示」(第5条)に定める表面密度限度を超えないようにする。 (3) 管理区域のうち、汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、はきもの等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ、又は包装した場合には、その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(2)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	<p>・添付書類八(13.6(※14.6)放射線管理)において、放射性汚染物質の移動の管理等について記載されており、保安規定記載はこれらに整合している。 (括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目)</p> <p>・添付書類九(2. 発電所の放射線管理)に、管理区域から物品を持ち出そうとする場合の措置についての記載があり、保安規定記載はこれらに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第4節 物品移動の管理		
	<p>(3号炉)</p> <p>2. 発電所の放射線管理</p> <p>2.2 管理区域内の管理</p> <p>管理区域については、「実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則」(第8条)に従って, 次の措置を講ずる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 床, 壁, その他人の触れるおそれのある物であって, 放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度が, 経済産業省告示「実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(第5条)に定められた表面密度限度を超えないようにする。</p> <p>(4) 管理区域のうち汚染又は汚染のおそれのある区域から人が退去し, 又は物品を持ち出そうとする場合には, その者の身体及び衣服, 履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品(その物品を容器に入れ又は包装した場合には, その容器又は包装)の表面の放射性物質の密度が(3)の表面密度限度の十分の一を超えないようにする。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第7章 放射線管理		
第4節 物品移動の管理		
<p>（発電所外への運搬）</p> <p>第115条 各課（室、センター）長は、核燃料物質等（第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2 各課（室、センター）長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3 各課（室、センター）長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4 安全管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>（設置許可記載なし）</p>	<p>・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第118条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1の施設管理目標を達成するため3より10からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下、「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>(1、2号炉)</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.7 保守管理</p> <p>「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209）」に基づき、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、品質保証計画による保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて保守管理を行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、適切な保全計画、結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p> <p>(3号炉)</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.7 保守管理</p> <p>「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209）」に基づき、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、品質保証計画による保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて保守管理を行う。</p> <p>原子炉施設の性能を維持するために、保全が必要な対象構築物、系統及び機器を定め、適切な保全計画、結果の確認及び評価等を適切に行う。また、保守管理の定期的な評価の記録を保存する。</p>	<p>・添付書類八（13.7（※14.7）保守管理）に、保守管理計画を定め、原子炉施設を構成する構築物、系統及び機器について、品質保証計画による保守管理の重要度分類を行い、この重要度に応じて保守管理を行うことが記載されており、保安規定記載はこれに整合している。</p> <p>（括弧内の※数字は3号炉の設置許可項目）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 5の保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動停止回数 ② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 ③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、4（1）の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数 ② 非待機（UA）時間*1</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第19条から第84条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p>6 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。</p> <p>なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（<u>6.1</u> 参照）</p> <p>b. <u>設計および工事</u>の計画（<u>6.2</u> 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（<u>6.3</u> 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4</u>の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>a. 時間基準保全</p> <p>(a) 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ロ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>ハ 状態監視データ採取頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 巡視点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 定例試験の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p> <p><u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. 事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. 事業者検査の実施時期</u></p> <p><u>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリース（次工程への引渡し）のため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第118条の4による使用前事業者検査および第118条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</u></p> <p><u>6.2 設計および工事の計画の策定</u></p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事の計画</u>を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の<u>工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の可否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを<u>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査</u>および<u>試験</u>（以下「<u>試験等</u>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a. <u>事業者検査</u>および<u>試験等</u>の具体的方法</u></p> <p><u>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査</u>および<u>試験等</u>の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p><u>c. <u>事業者検査</u>および<u>試験等</u>の実施時期</u></p> <p><u>※3：「安全上重要な機器等」とは、「安全上重要な機器等を定める告示（平成15年経済産業省告示第327号）」に定める機器および構造物をいう。</u></p> <p><u>※4：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>）、第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）、第43条の3の11 <u>第3項</u>（使用前<u>事業者検査の確認申請</u>）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）、第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>6.3 特別な保全計画の策定</u></p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p> a. 点検の具体的方法</p> <p> b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p> c. 点検の実施時期</p> <p><u>7 保全の実施</u></p> <p>(1) 組織は、<u>6</u>で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第118条の2による設計管理および第118条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p><u>8 保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p><u>9 不適合管理、是正処置および未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行った上で、<u>是正処置</u>を講じる。</u></p> <p> a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p> b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p><u>(2) 組織は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>(3) 組織は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報，科学的知見 <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10の保全の有効性評価の結果および1の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計要件（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第118条の2の設計に対する要求事項をいう。） b. 施設構成情報（第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。） c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。） <p>13 情報共有</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、「泊発電所トラブル対応マニュアル」に基づき、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p><u>(設計管理)</u></p> <p>第118条の2 <u>組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更</u>に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 <u>組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</u></p> <p>(1) <u>保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</u></p> <p>(2) <u>技術基準規則の規定および原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>(3) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>(4) <u>設計に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>3 <u>本条における設計管理には、第118条の3に定める作業管理および第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p>	<p>[本文十一号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c) 関係法令</p> <p>d) その他設計開発に必要な要求事項</p>	<p>・本文十一号（7.3.2 設計開発に用いる情報）に、設計開発に用いる情報について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p>第118条の3 <u>組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p><u>2 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</u></p> <p>(2) <u>供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>(3) <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>(4) <u>作業工程の管理</u></p> <p>(5) <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>(6) <u>第6章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p>(7) <u>第7章に基づく放射線管理</u></p> <p><u>3 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>	<p>(設置許可記載なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可に記載はなく、設置許可と保安規定記載に齟齬はない。 ・保安規定審査基準の記載「实用炉規則第92条第1項第18号 発電用原子炉施設の施設管理 <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。」と保安規定の記載は整合している。

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p><u>(使用前事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第118条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p><u>2 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p><u>b. 技術基準規則に適合するものであること。</u></p> <p><u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p> <p><u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u></p> <p><u>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u></p> <p><u>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した箇所とは別の所属の者。</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p><u>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p><u>6 検査に係る各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p>	<p>[本文十一号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
第8章 施設管理		
<p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>		

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明
<p>第8章 施設管理</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第118条の5 所長は、<u>原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 <u>原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p>3 <u>前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) <u>検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法。</u></p> <p>b. <u>試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法。</u></p> <p>c. <u>a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u></p> <p>4 <u>検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u></p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する箇所とは別の所属の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>5 <u>検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u></p> <p>6 <u>検査に係る各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>[本文十一号]</p> <p>(1、2号炉) (3号炉)</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p>	<p>・本文十一号に、使用前事業者検査等について記載があり、保安規定記載はこれに整合している。</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更に対する設置許可との整合性確認資料

保安規定条文（変更後）	設置許可記載	設置許可との整合性説明												
第11章 記録および報告														
<p>（記 録）</p> <p>第131条 各課（室、センター）長は、表131-1および表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成^{*1}（表131-1第1項を除く。）し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成^{*1}し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p>	<p>[添付書類八]</p> <p>（1、2号炉）</p> <p>13. 運転保守</p> <p>13.10 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p> <p>（3号炉）</p> <p>14. 運転保守</p> <p>14.10 記録及び報告</p> <p>原子炉施設の保安管理上必要な記録を作成し、保存するとともに、報告すべき事項について定め、必要な機関に報告を行う。</p>	<p>・設置許可記載の記録に係る記載は保安規定記載と整合している。</p>												
表 131-1														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 716 750 772">記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th data-bbox="750 716 937 772">記録すべき場合^{*2}</th> <th data-bbox="937 716 1148 772">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 772 750 1045">1. 使用前<u>確認</u>の結果</td> <td data-bbox="750 772 937 1045"><u>確認</u>の都度</td> <td data-bbox="937 772 1148 1045">同一事項に関する次の<u>確認</u>の時までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1045 750 1493"> <p>2. <u>施設管理</u>の実施状況およびその担当者の氏名</p> <p>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>保全</u>の結果（安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む）およびその担当者の氏名</p> <p>(3) <u>保全</u>の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</p> <p>(4) 不適合管理、是正処置、<u>未然防止</u>処置およびその担当者の氏名</p> </td> <td data-bbox="750 1045 937 1493"><u>施設管理</u>の実施の都度</td> <td data-bbox="937 1045 1148 1493"><u>施設管理</u>を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 1493 750 1732"> <p>3. <u>施設管理</u>方針、<u>施設管理</u>の目標および<u>施設管理</u>の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</p> <p>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>施設管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</p> </td> <td data-bbox="750 1493 937 1732">評価の都度</td> <td data-bbox="937 1493 1148 1732">評価を実施した原子炉施設の<u>施設管理</u>方針、<u>施設管理</u>の目標または<u>施設管理</u>の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*2}	保存期間	1. 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	<p>2. <u>施設管理</u>の実施状況およびその担当者の氏名</p> <p>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>保全</u>の結果（安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む）およびその担当者の氏名</p> <p>(3) <u>保全</u>の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</p> <p>(4) 不適合管理、是正処置、<u>未然防止</u>処置およびその担当者の氏名</p>	<u>施設管理</u> の実施の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間	<p>3. <u>施設管理</u>方針、<u>施設管理</u>の目標および<u>施設管理</u>の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</p> <p>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>施設管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</p>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理</u> 方針、 <u>施設管理</u> の目標または <u>施設管理</u> の実施に関する計画の改定までの期間		
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{*2}	保存期間												
1. 使用前 <u>確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間												
<p>2. <u>施設管理</u>の実施状況およびその担当者の氏名</p> <p>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>保全</u>の結果（安全上重要な機器等の<u>工事</u>については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む）およびその担当者の氏名</p> <p>(3) <u>保全</u>の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</p> <p>(4) 不適合管理、是正処置、<u>未然防止</u>処置およびその担当者の氏名</p>	<u>施設管理</u> の実施の都度	<u>施設管理</u> を実施した原子炉施設の解体または廃棄をした後5年が経過するまでの期間												
<p>3. <u>施設管理</u>方針、<u>施設管理</u>の目標および<u>施設管理</u>の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名</p> <p>(1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名</p> <p>(2) <u>施設管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</p>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理</u> 方針、 <u>施設管理</u> の目標または <u>施設管理</u> の実施に関する計画の改定までの期間												
(以下、略)														